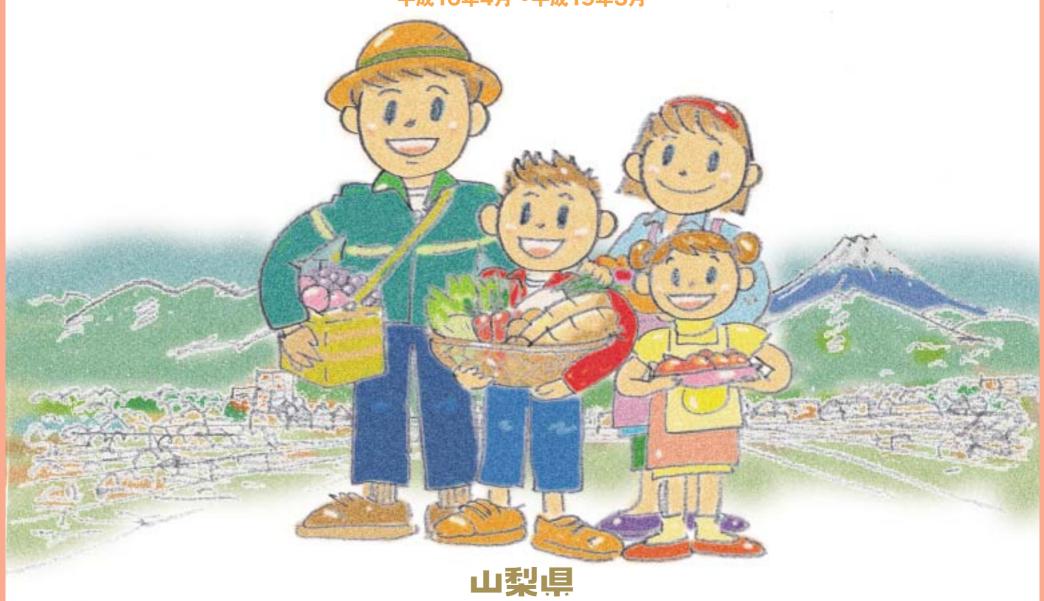
やまなし食の安全・安心行動計画

平成16年4月~平成19年3月



やまなし食の安全・安心行動計画

(平成16年4月~平成19年3月)

平成16年3月

山 梨 県





1	1 趣 旨	
2	2 基本的な考え方と推進方向	
3	3 行動計画の期間と進行管理	
4	4 取り組みの体系	
5	5 行動計画	1
	(1)生産から消費に至る食品の安全性の確保	1
	ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保	
	(ア)農産物(林産物を含む)の安全性の確保	1
	(イ)畜産物の安全性の確保	1.
	(ウ)水産物の安全性の確保	1
	(エ)減農薬、減化学肥料の取り組み	1
	イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保	1
	(ア)食品製造施設等における安全性の確保	1
	(イ)給食施設における安全性の確保	2
	(ウ)食肉処理段階における安全性の確保	2
	(エ)HACCPシステムの推進	2
	ウ 流通・販売段階における安全性の確保	2
	(ア)販売店等における安全性の確保	2
	エ 消費段階における安全性の確保	2
	(ア)家庭等における安全性の確保	2
	オ 輸入食品の監視・検査	2
	(ア)輸入食品の監視・検査	2
	カ 調査研究の推進	2
	(ア)食品衛生確保のための調査研究	2
	(イ)安全な農畜水産物生産を目指した調査研究	
	(ウ)トレーサビリティ・システム確立のための調査研究	3
	(2)食品に関する正確な情報の提供	3
	ア 適正な食品表示の徹底	3
	(ア)関係法令に基づく食品表示の監視指導	3
	(イ)県民参加の食品表示監視	
	(ウ)消費者にやさしくわかりやすい表示の推進	3
	イ トレーサビリティ・システムの整備	3

(ア)農産物トレーサビリティ・システムの推進	36
(イ)畜産物トレーサビリティ・システムの導入・推進	37
ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供	40
(ア)情報の収集	40
(イ)情報の提供	41
エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応	43
(ア)相談の受付・苦情への対応	43
オ 食の安全・安心についての普及・啓発	45
(ア)普及・啓発	
(3)消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立	47
ア 消費者、生産者、事業者との交流促進	47
(ア)関係者の交流促進	47
イ 地産地消の推進	48
(ア)地産地消県民運動の推進	
(イ)学校給食等における県産農畜水産物の活用	51
ウ 食育の推進	52
(ア)学校における食育の充実	52
(イ)地域における食育の推進	
(4)総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備	
ア 山梨県食品安全対策本部	57
(ア)山梨県の推進体制	57
イ 情報・意見交換の充実	58
(ア)情報・意見交換の充実	
ウ 国や市町村、関係機関との連携	59
(ア)国との連携	59
(イ)都道府県との連携	60
(ウ)市町村との連携	61
エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	
(ア)NPO等との協働	61
6 行動計画の主な目標	63
参考資料	68
用語解説	
「食の安全・安心に関するアンケート調査」結果	75
食の安全・安心関係機関一覧	77

1 趣 旨

この行動計画は、平成15年9月に策定した「やまなし食の安全・安心基本方針」に基づき、消費者、生産者、事業者及び行政が連携を図り、計画的にかつ効果的に食の安全・安心対策を進めていくために、具体的な取り組み内容や関係者の役割などを明らかにしたものです。

今後は、この行動計画に沿って、常に消費者の視点に立ち、新たな課題やニーズにも対応しながら、食品の安全性を確保し、安心できる食生活の 実現を図っていくこととします。

2 基本的な考え方と推進方向

行動計画においては、「やまなし食の安全・安心基本方針」に則り、5つの基本的な考え方のもと、3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備に沿って事業の展開を行い、行政、生産者、事業者、消費者がそれぞれの役割を認識し、相互に連携しながら、食の安全・安心確保の取り組みを進めていくこととします。

5つの基本的な考え方

消費者の視点に立った施策の展開

消費者への正確な情報の提供

生産者、事業者による食品安全性の確保

消費者、生産者、事業者相互の信頼関係の確立

消費者、生産者、事業者、行政の協働



3つの推進方向とこれらを推進するための体制整備

- (1)生産から消費に至る食品の安全性の確保
- (2)食品に関する正確な情報の提供
- (3)消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立
- (4)総合的な食の安全・安心対策推進のための体制整備



3 行動計画の期間と進行管理

この行動計画は、平成16年度から取り組みを開始し、3カ年の間に展開する取り組み(事業)について記載しています。

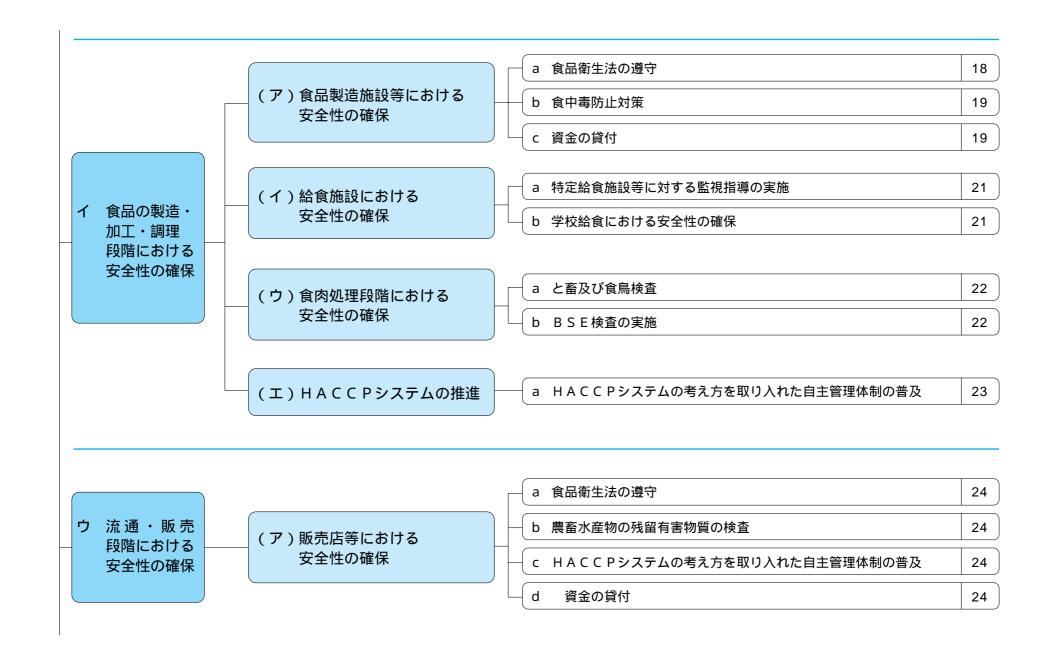
取り組み(事業)の実施状況及び進捗状況などの進行管理は「山梨県食品安全対策本部」において行います。また、行動計画の推進に当たっては 「山梨県食品安全会議」の意見・提言を反映していきます。

なお、行動計画の期間中、社会状況の変化等が生じた場合には、必要に応じ見直しを行うなど、的確な対応を図っていきます。

4 取り組みの体系

3 つの推進方向とこれらを推進するための体制整備に沿って、消費者の視点に立ち、次の体系により総合的、計画的な取り組みを進めていきます。



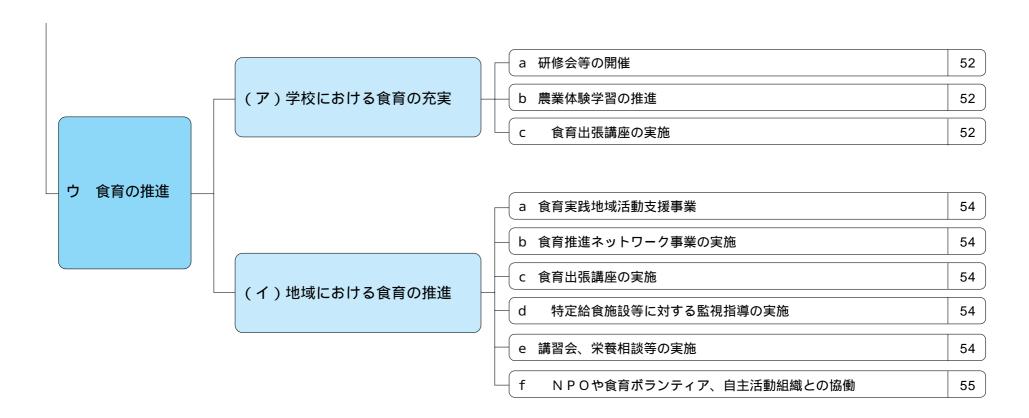


エ 消費段階にお ける安全性の 確保	(ア)家庭等における 安全性の確保 a 県民への食品衛生知識の普及 b きのこ鑑定会の実施	26
オ 輸入食品の 監視・検査	(ア)輸入食品の監視・検査 b 国への働きかけ	27
	(ア)食品衛生確保のための 調査研究 a 検査機関の業務管理(GLP)の充実と効率的な検査の研究	28
カ 調査研究の 推進	a 畜産物生産のための調査研究の推進 b 魚苗供給・試験指導の充実 c 水わさびにおける無農薬栽培の研究 d 減農薬、減化学肥料の取り組みの推進 e 山の幸特産品づくり事業	29 29 29 29
	(ウ)トレーサビリティ・システム確立のための調査研究の推進 ム確立のための調査研究 b 青果物等でのトレーサビリティ・システム構築に向けた検討の対	31

2)食品に関する正確	全な情報の提供	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・(は再掲)	該ペー
		a 食品衛生法に基づく食品表示の指導	33
		一 b JAS法に基づく食品表示の指導	33
	(ア)関係法令に基づく ── 食品表示の監視指導	c 景品表示法に基づく食品表示の指導	33
		一 d 食品表示合同調査の実施	33
ア 適正な食品表		e 特別栽培農産物表示ガイドラインの普及啓発	33
示の徹底		a 食品表示ウォッチャーの設置	3
	(イ)県民参加の食品表示監視	b 食品表示110番等の設置・運営	3
	(ウ)消費者にやさしく	a 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討	3
	わかりやすい表示の推進	a Agalereo (100 9 F 9 Vixono 97) Wixo	
	(ア)農産物トレーサビリティ・	a 青果物等でのトレーサビリティ・システム構築に向けた検討の推進	30
イ トレーサビリ	システムの推進	b トレーサビリティ・システム導入の促進	3
ティ・システ			
ムの整備	<i>(</i> (イ)畜産物トレーサビリティ・	a 牛肉トレーサビリティ法に伴うシステム運用等	3
	システムの導入・推進	── b トレーサビリティ・システム導入の促進	38



(は再掲) 該当 (3)消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立 ア消費者、生産 a 生産・製造現場の見学会・交流会の開催 47 (ア)関係者の交流促進 者、事業者と b 食を通した交流会の開催 47 の交流促進 a 県産農産物の地産地消の推進 49 b 旬のやまなし・地産地消支援事業の推進 49 c 山の幸特産品づくり事業 49 (ア)地産地消県民運動の推進 d 特用林産需要拡大の推進 49 イ 地産地消の NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働 49 推進 f 畜産物安全・安定供給相互理解体制推進事業 49 (イ)学校給食等における a 学校給食等における地域の農畜水産物の活用 51 県産農畜水産物の活用





5 行動計画

食の安全・安心確保のための具体的な取り組み方針を示します。また、取り組み内容と、行政、生産者、事業者、消費者がこれらの取り組みのために行うべきそれぞれの役割について表で示します。事業の推進には何よりも関係者の連携が不可欠です。相互に協力して取り組んでいくこととします。なお、各取り組み(事業)名の後の()内は、中心となる取り組み部署、団体名等を示しています。

(1)生産から消費に至る食品の安全性の確保

ア 農畜水産物等の生産段階における安全性の確保

【現状】BSE感染牛の発生や無登録農薬の使用問題から、近年、農畜水産物の安全性に対する消費者の不安が高まっています。

国では、食の安全確保の強化を図るため、BSE特別措置法の制定や、農薬取締法、飼料安全法、食品衛生法などの一部改正を行いました。

県では、消費者の信頼の確保を目指し、各種法令に基づき、安全で安心できる農畜水産物や特用林産物の生産・供給体制の確立に取り組むとともに、より安全・安心な農産物の生産のため、化学合成農薬・化学肥料の使用を減ずる取り組みなどを推進しています。

生産者等は、法令を遵守し、農薬の適正使用を行うとともに、生産履歴の記帳などに取り組み、安全な農畜産物の安定生産に努めています。

【課題】安全な農畜水産物を生産し、消費者が安心して購入できるようにするためには、関係法令の周知・徹底とその遵守、生産履歴の記帳や 情報開示などを行っていく必要があります。

【対策】

(ア)農産物(林産物を含む)の安全性の確保

a 農薬取締法の遵守(県農業技術課、農政事務所、JA中央会)

農薬は、登録制度により安全性が科学的に高い水準で確保されています。生産者が農薬を登録内容に従い適正に使用することが、農薬 に係る農産物の安全性確保の基本となります。

そのため、県では農薬の流通・販売の監視とともに農薬の適正使用の指導・確認の徹底に努めます。生産者、生産者団体では「JA山 梨グループ農薬適正使用推進会議」が中心となり、農薬散布履歴の記帳運動の実施等、適正使用推進のための取り組みを進めます。

また、非農耕地用の除草剤を販売するときは農薬として使用できない旨の表示が義務付けられることから、販売者等の指導を行います。

b 青果物等でのトレーサビリィティ・システム構築に向けた検討の推進(県果樹食品流通課)(再掲)

青果物等の栽培履歴情報を消費者等に提供するため、既存システムである「青果ネットカタログSEICA」「全農安心システム」等

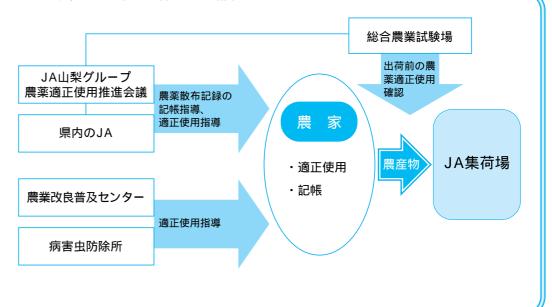
- の利用についての実証検討を行います。
- c 特用林産物の生産技術研修会の実施(県林業振興課) 農薬取締法の改正内容や農薬使用履歴の記録・保存等を行うなど適正な農薬使用の徹底を図るため、各地区特用林産協会が主体となり 研修会を実施していきます。
- d 農産物安全性確認業務の実施(農政事務所) 産地段階における農産物の安全性を確保するため、カドミウム、残留農薬、ダイオキシン等の有害物質の含有状況調査を実施します。
 - 1 牛海綿状脳症対策特別措置法
 - 2 農林水産省関東農政局山梨農政事務所
 - 3 山梨県農業協同組合中央会

= JA山梨グループ農薬適正使用推進会議

農薬の適正使用を推進し、県内農産物に対する消費者の信頼を高めるため、JA山梨中央会(山梨県農業協同組合中央会)と、JA全農やまなし(全国農業協同組合連合会山梨県本部)が中心となり平成15年4月に設置された組織です。

この推進会議が中心となって、現在、県内各JAでは農薬散布履歴記帳運動を実施しており、生産者は各圃場ごとに、 農薬を使用した時期、作物名、農薬名、使用方法等を記録し、 農薬の適正使用に努めています。

また、県では本推進会議の取り組みを支援するため、各 産地の主要農産物について、総合農業試験場において出荷 前の農薬残留分析を行い、生産者の農薬適正使用の確認を 行っています。



			関係者	 の 役 割	
		 行 政	生産者	事業者	 消 費 者
取り組み(事業) (1)-ア- (ア)	内容	県、国	生産者、生産者団体、 特用林産協会、米穀出 荷取扱業者等	農薬流通・販売業者 JA	家庭、市民農園等で農薬を使用する者
a 農薬取締法の遵守	農薬販売者及び使用者への 立入取締	立入調査、巡回指導の 実施	使用基準の遵守、保管 管理の徹底	記帳、適正販売の実施、 適正使用指導	農薬適正使用基準の遵 守
	農薬管理指導士及び農薬適 正使用アドバイザーの育成		アドバイザーとして記 帳指導、適正使用の普 及	指導士として適正販売 の実施、保管管理の普 及	
	農薬適正使用推進	適正指針の作成講習会の実施	無登録農薬の排除、検 査の実施	無登録農薬の排除	
		ホームページ、印刷物 等による情報提供・啓 発	 農薬散布履歴記帳運動	使用者に対する適正使 用の啓発	
		農薬適正使用推進会議へ の参画	の推進 農薬適正使用推進会議の 運営		
			防除指導と残留農薬分析 の実施 研修会等の開催		
	非農耕地用除草剤の販売点 検	点検業務の実施		農薬に使用できない旨 の表示の実施	
	農産物安全対策	農薬使用状況の調査・ 点検 農作物の残留農薬の分析	農薬の適正使用と記帳	生産者に対する適正使 用の指導	
	システムの検討会の開催	システムの検討	システムの検討	システムの検討	
b 青果物等でのトレーサビ リティ・システム構築に向				ン人ナムい(快引 	
けた検討の推進	生産段階での体制づくりの 推進	生産履歴等の記帳指導	生産履歴等の記帳の推 進		

С	特用林産物の生産技術研修 会の実施	生産技術研修会の実施	研修の広報・支援	研修の実施 研修の受講	
d	農産物安全性確認業務の実 施	米穀のカドミウム調査	検体の収去、送付	情報提供	情報提供
		米麦の残留農薬調査	情報提供		
		農産物の有害物質実態調 査(ダイオキシン類、鉛、 デオキシニバレノール等)	農薬の適正使用指導		

(イ)畜産物の安全性の確保

- a 飼料安全法の遵守(県畜産課、農政事務所) 飼料の適正利用を推進し、給与飼料の安全性を確認するため、飼料製造業者・販売業者・畜産農家への立入検査、畜産農家への啓発・ 指導などを行います。
- b 家畜伝染病予防法の遵守(県畜産課) 家畜伝染病の発生を防止し、発生時のまん延を防止するため、畜産農家において、各種家畜伝染病の検査を実施し、発生の防止とまん 延の防止を推進します。
- c HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法の導入(県畜産課) 畜産農家がより安全な畜産物を生産できるよう、HACCP方式の考え方を用いた生産衛生管理を推進します。
- d 牛肉トレーサビリティ法に伴うシステム運用等(県畜産課、農政事務所)(再掲)

牛肉トレーサビリティ法について、生産者、事業者への周知・指導、立入検査を行うとともに、届出等の情報の管理を行います。特に 県では、消費者の信頼確保による県産牛肉の消費拡大や、県内肉牛生産の振興などを図るため、ホームページによる県産牛肉の生産履歴 情報(付加価値情報)の公開などを行います。

また、牛肉以外の畜産物については、システム構築に向けた検討の推進などを行います。

- 1 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律
- 2 牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法

			関係者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生産者	事業者	消費者
収り組の(事業) (1)-ア-(イ)	M &	県、国	畜産農家、 生産者団体等 	飼料製造業者、卸・販売業者、㈱山梨食肉流 通センター等	
a 飼料安全法の遵守	立入検査の実施	立入調査の実施	飼料の適正使用	適正な飼料製造・販売	
	畜産物安全対策業務の実施	飼料の使用状況等の調 査・点検	飼料の適正使用		
	流通飼料対策推進協議会、 流通飼料研究会の開催	協議会、研究会の開催	参加	参加	
	畜産農家への普及啓発・ 指導	普及啓発・指導の実施			
b 家畜伝染病予防法の遵守	指導・検査実施による伝染 病の発生・まん延防止	指導・検査の実施	発生・まん延防止		
c HACCPの考え方を取り 入れた衛生管理手法の導入		指導の実施	HACCP方式の考え 方を用いた生産衛生管 理の実施		
d 牛肉トレーサビリティ法 に伴うシステム運用等	牛肉の個体識別番号の表 示	業者への周知・指導 表示の確認、立入検査	情報の伝達	適正表示の実施帳簿への記入	
		情報の共有化			
	牛肉サンプルの D N A 鑑 定の実施	サンプルの収集・鑑定			

牛肉トレーサビリティ法 に基づく情報管理	立入検査	法律の遵守、届出の履 行	法律の遵守、届出の履 行	
推進会議の開催	推進会議の開催	会議への参加	会議への参加	会議への参加
ホームページによる県産 牛肉の生産履歴情報の公開		生産牛の情報提供	ホームページ運用、個 体識別番号の伝達	牛肉の情報入手

(ウ)水産物の安全性の確保

- a 魚苗供給・試験指導の充実(県花き農産課)(再掲) 養殖現場の巡回指導により水産用医薬品や養魚用飼料の適正使用を進めるとともに、健全な魚苗の供給や生産・放流に努めます。
- b 水産物安全対策業務の実施(農政事務所) 水産用医薬品の適正使用を推進するため、養殖業者における水産用医薬品の使用状況等の調査・点検を行います。

			関 係 者	の 役 割	
四1242元(東米)		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取 り 組 み (事 業) (1)- ア - (ウ)	内 容	県、国	養殖業者、 漁業協同組合		
a 魚苗供給・試験指導の充 実	冷水病等に関する調査、 影響軽減技術の確立	の調査研究	健全な養殖用種苗の購 入		
	放流用アユ種苗、養殖用 種苗の生産供給	防疫体制の指導	防疫体制の確立 調査研究への協力 健全な魚苗の放流		
b 水産物安全対策業務の実施	水産物安全対策業務の実施	調査・点検の実施	水産用医薬品の適正使 用、使用状況の記帳		

(エ)減農薬・減化学肥料の取り組み

a 減農薬、減化学肥料の取り組みの推進(県果樹食品流通課、県農業技術課)

農薬、肥料の適正使用を基本に、環境保全型農業基本方針である化学合成農薬等の50%削減を推進し、人や環境に対し安全で安心できる農産物を消費者に届けるため、減化学合成農薬・減化学肥料栽培を行う各産地の主体的な取り組みを推進します。また、環境に配慮し、化学合成農薬や化学肥料の使用をそれぞれ30%以上削減して生産した農産物を認証する「甲斐のこだわり環境農産物認証制度」による認証農産物の生産振興を図っていきます。

b 環境保全型農業の産地化支援(県果樹食品流通課、県農業技術課)

土づくり、減化学合成農薬、減化学肥料栽培を行おうとするエコファーマーを中心とした生産集団等に対し、その農業生産方式を体系的に実践するために必要となる施設、機械、資材等に助成するとともに、環境保全型農業技術の普及推進に努めます。また、環境保全型農業技術の導入による環境にやさしい産地形成や、安全・安心を求める消費者ニーズに対応した商品開発を推進します。

		√= πh	関係者	の役割	沙建龙
取り組み(事業) (1)-ア-(エ)	内容	宗、市町村 県、市町村	生 産 者 生産者、生産者団体、 エコファーマー	事業者 認証機関、環境農産物 流通・販売者	消費者
a 減農薬、減化学肥料の取り 組みの推進 (環境保全型農業の推進)	減計画の策定	計画の策定	削減栽培技術の実践 - 生産者同士での技術・ 知識の普及、情報交換 削減栽培の実践支援	化学合成農薬、化学肥 化学合成農薬 料を削減して栽培した 料を削減して 農産物の流通販売 農産物に対す	
(城况体土至辰未切]住庭)	化学合成農薬、化学肥料の 削減栽培技術開発の促進及 び普及	削減栽培技術の開発 技術知識の普及			辰庄101に対する注解
	化学合成農薬、化学肥料削 減栽培マニュアルの策定	マニュアルの策定			
	エコファーマーの認定	計画の認定	計画の策定、実践		
		 	計画の実践支援 		

(甲斐のこだわり環境 農産物の認証)	環境農産物の拡大、取り組 み組織の増加	認証基準の策定 認証機関の登録・検査	認証の取得 削減栽培の実践 認証農作物栽培の指導	審査、調査、認証等の 実施 化学合成農薬、化学肥 料を削減して栽培した 農産物の流通販売	化学合成農薬、化学肥料を削減して栽培した 農作物に対する理解
b 環境保全型農業の産地化支 援	環境保全型農業技術実践の ための施設、資材等への助 成	事業の実施・支援	技術の確立 生産者同士での技術・ 知識の普及、情報交換		
	消費者ニーズに対応した農 産物生産技術確立	技術・知識の普及	从1000日次、旧报文15		
	環境にやさしい産地化の推 進	産地化事業への指導・ 支援	削減栽培技術の実践・ 産地化		

イ 食品の製造・加工・調理段階における安全性の確保

【現状】食品製造施設、加工施設、調理施設に対しては、衛生管理等の状況について食品衛生法に基づき監視指導、収去検査を実施しています。 また、営業者や従事者に対する講習会を実施するなど普及啓発を行っています。

食肉処理段階においては、全ての獣畜、食鳥についてと畜検査、食鳥検査を実施しています。特に、牛についてはBSEが発生したことから平成13年10月からBSE全頭検査を実施しています。

HACCPの考え方を取り入れた衛生管理手法などの導入を推進していますが、取り入れている事業者はまだ少ない状況にあります。

【課題】製造・加工・調理段階の安全性を確保していくためには、監視指導の一層の強化とより徹底した衛生管理の確保やHACCP手法導入 などによる徹底した衛生管理を推進していく必要があります。

【対策】

(ア)食品製造施設等における安全性の確保

a 食品衛生法の遵守(県衛生薬務課) 効果的かつ効率的な監視指導計画を策定することにより、監視指導の強化を図るとともに、事業者は法令の遵守に努めます。

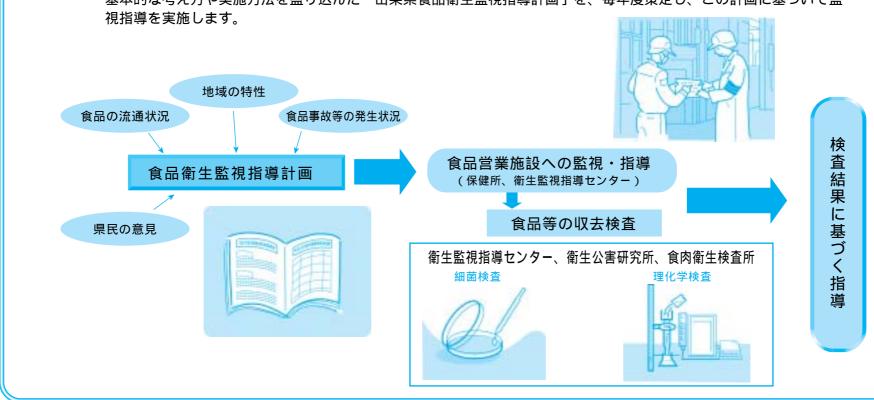
- b 食中毒防止対策(県衛生薬務課) 事業者等に対して講習会を開催するなどして衛生知識の普及に努め、食中毒防止を図ります。
- c 資金の貸付(県商業振興金融課) 中小企業者の支援のため、設備資金など事業運営に必要な低利、長期の資金を融資します。

			関 係 者	の役割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (1)-イ-(ア)	内 容	県		製造・加工・調理業者、中小 企業者、 山梨県食品衛生協 会、鮨商生活衛生同業組合	
a 食品衛生法の遵守	効率的な監視指導計画の策 定	監視指導計画の策定 策定にあたっての県民 からの意見の聴取	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出
	食品営業施設等への監視指 導、収去検査の実施	監視指導、収去検査の 実施		衛生管理の徹底	
	検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			
	専門的な知識・経験を有す る食品衛生監視員の養成	食品衛生監視員の養成			
	事業者、従業者に対する講 習会の開催	講習会の開催		講習会への参加、知識の修得	
b 食中毒防止対策	衛生管理の徹底、衛生知識 の普及啓発		食中毒原因菌等に汚染されていない畜産物等		衛生管理の徹底
		食中毒防止のための講 習会等の実施	の生産	講習会等への参加 会員、組合員への周知	講習会等への参加

	食中毒原因菌の食品汚染調 査の実施	調査の実施	仕入れ、販売状況の把 握	
	食中毒発生時の迅速な原因 究明及び拡大・再発防止	発生時の調査	調査への協力	調査への協力
c 資金の貸付	商工業振興資金の貸付	資金の貸付	融資の利用	

食品営業施設等への監視指導、収去検査の実施

食品の安全性の確保をより一層推進し、県民の健康の保護を図っていくために、食品衛生監視指導の実施に関する 基本的な考え方や実施方法を盛り込んだ「山梨県食品衛生監視指導計画」を、毎年度策定し、この計画に基づいて監 視指導を実施します



(イ)給食施設における安全性の確保

- a 特定給食施設等に対する監視指導の実施(県健康増進課、県衛生薬務課) 個別指導(巡回指導)や集団指導を行い、栄養・衛生管理に関し、給食担当者の知識の向上、調理方法の改善などについて指導助言を 行います。また、一層の衛生管理の徹底を図るため、計画的な点検指導を強化します。
- b 学校給食における安全性の確保(県スポーツ健康課) 学校給食関係者に対する研修会による食品の衛生的な取り扱いや新しい情報の普及啓発、巡回による各々の施設に適した衛生管理の指導を実施します。また、食材検査や調理従事者の検便を実施し、衛生の確保を図ります。

			関 係 者	の 役 割	
四级加克人市兴入	+ 5	行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (1)-イ-(イ)	内 容 	県		給食施設、食材販売業者、 県 市 町 村 給 食 関 係 者、 学校給食関係者	
a 特定給食施設等に対する監 視指導の実施	給食施設への指導	指導助言の実施		適切な栄養衛生管理	
ルカサの大ル				食材販売業者への指導	
b 学校給食における安全性の 確保	研修会の開催	研修会の実施		研修会の受講	
₩ ⋿ 本	学校給食施設への指導	巡回指導の実施		適切な栄養衛生管理	
				食材販売業者への指導	
	学校給食用食材点検の実施	結果についての指導		点検の実施	
	調理従事者の検便の実施	結果についての指導		検査の実施	

(ウ)食肉処理段階における安全性の確保

- a と畜及び食鳥検査(県衛生薬務課) と畜検査・食鳥検査の徹底と新たな疾病の出現に対応するため検査員の技術向上に努めます。
- b BSE検査の実施(県衛生薬務課) BSE罹患牛の食肉としての流通防止のため、食肉として処理される牛全頭についてBSEスクリーニング検査を確実に実施します。

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事 業 者	消 費 者
取り組み(事業) (1)-イ- (ウ)	内容	県	生産農家	と畜場、食鳥処理場	
a と畜及び食鳥検査	と畜検査の実施	食肉検査の実施	病歴等の報告	衛生管理の実施	
	食鳥検査の実施	食鳥検査の実施			
	食肉処理場への衛生指導	処理場への衛生指導			
	検査員の検査技術向上	技術研修会への職員の派遣			
b BSE検査の実施	BSE検査の実施	検査の実施	病歴等の報告	特定危険部位の排除、 焼却	
				結果判明まで枝肉等の 処理場外への持ち出し 禁止	

(エ) HACCPシステムの推進

a HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及(県衛生薬務課)

県は、国が承認する総合衛生管理製造過程の導入を進める製造施設に対し、承認が得られるよう積極的に指導助言を行います。また、 山梨県食品衛生協会と協働し、HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の導入を指導します。事業者は衛生管理の徹底 を図るため、これらの導入に向け積極的に取り組んで行きます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
四八加九大市兴入	+ 6	行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (1) - イ - (エ)	内容	県、農林漁業金融公庫		製造・加工・調理業者、 山梨県食品衛生協会	
a HACCPシステムの考え 方を取り入れた自主管理体 制の普及	HACCPシステムの考え 方を取り入れた衛生管理手 法の導入			システム導入への取り 組み 会員に対する導入への 指導	
	システムに関する専門的な 知識・技術を有する食品衛 生監視員の養成				
	HACCP法に基づく資金 の貸付	資金の貸付(公庫)		制度の利用	

1 食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法

ウ 流通・販売段階における安全性の確保

【現状】流通・販売段階における食品取り扱い施設に対しては、食品衛生法に基づく監視指導や収去検査を実施しています。また、営業者や従 事者に対する講習会を実施するなど普及啓発を行っています。

事業者は自主的な衛生管理に取り組んでいますが、まだ不十分な施設も見受けられます。

【課題】食をめぐる様々な問題により、更なる安全性の確保が求められています。このため、監視指導、検査の充実強化や消費者が安心して食品を購入できるよう、高度な衛生管理手法の導入が必要となってきています。

【対策】

(ア)販売店等における安全性の確保

- a 食品衛生法の遵守(県衛生薬務課) 効果的かつ効率的な監視指導計画を策定することにより、監視指導の強化を図るとともに、事業者は法令の遵守に努めます。
- b 農畜水産物の残留有害物質の検査(県衛生薬務課) 山梨県の主要な果実であるモモやブドウをはじめとする県産農産物の残留農薬検査や畜水産物の動物用医薬品の残留検査を実施します。
- c HACCPシステムの考え方を取り入れた自主管理体制の普及(県衛生薬務課) 県は、 山梨県食品衛生協会と協働し、HACCPシステムをの考え方を取り入れた自主管理体制の導入を指導します。また、事業者 は衛生管理の徹底を図るため、これらの導入に向け積極的に取り組んで行きます。
- d 資金の貸付(県商業振興金融課)(再掲) 中小企業者の支援のため、設備資金など事業運営に必要な低利、長期の資金を融資します。

			関係者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生産者	事業者	消費者
以り組の(事業) (1)-ウ-(ア)	N A	県、甲府市(中央卸売 市場)	生産農家等	流通・販売業者、卸・ 仲卸業者、中小企業者、 山梨県食品衛生協会	
a 食品衛生法の遵守	効率的な監視指導計画の 策定	監視指導計画の策定			
		策定に当たっての県民 からの意見の聴取	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出
	検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			
	専門的な知識・経験を有 する食品衛生監視員の養成	食品衛生監視員の養成			
	販売店等に対する監視指 導、衛生管理の実施	監視指導、収去検査の 実施		衛生管理の徹底	
	市場における監視指導、衛 生管理の実施	早朝監視、収去検査等 の実施		衛生管理の徹底	
		施設、食品の検査の実 施		検体の提出	
	流通食品の収去検査	収去検査の実施			
	事業者、従業者に対する講 習会の開催	講習会の開催		講習会への参加、知識 の修得	
b 農畜水産物の残留有害物質 の検査	農畜水産物の残留有害物質 の検査	収去検査の実施	農薬等の適正使用		
c HACCPシステムの考え 方を取り入れた自主管理体 制の普及		講習会等の開催		講習会等への参加 システム導入への取り 組み	

	導入のための指導、技術的 支援	導入指導、技術的支援	システム導入への取り 組み 会員に対する導入への 指導	
d 資金の貸付	商工業振興資金の貸付	資金の貸付	融資の利用	

エ 消費段階における安全性の確保

【現状】平成14年には山梨県内で13件の食中毒の発生がありましたが、そのうち家庭を原因施設とするものは2件でした。しかし、報告されない家庭内の食中毒も多く発生しているのが現状です。また、毒キノコによる食中毒も毎年発生しています。

このため、県では、家庭における食中毒を防止するため、各種広報媒体や講習会などにより消費者に対する食品衛生知識の普及啓発を 行っていますが、依然として発生している状況にあります。

【課題】さらなる普及啓発を積極的に実施し、県民が積極的に知識と理解を深め、食中毒防止に取り組んでいく必要がある。

【対策】

(ア)家庭等における安全性の確保

- a 県民への食品衛生知識の普及(県衛生薬務課) 県は、消費者を対象にテレビ等の広報媒体などを活用した食品衛生知識の普及啓発を図るとともに、食品衛生教室や講習会を開催します。
- b きのこ鑑定会の実施(県林業振興課)

食用きのこを正確に同定し、きのこによる食中毒を防止するため、森林総合研究所を中心に鑑定会の開催や各地で開催されるイベント等に同定員の派遣を実施します。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
	+ 5	行 政	生 産 者	事 業 者	消費者
取り組み(事業) (1)-エ-(ア)	内 容 - -	県、市町村			
a 県民への食品衛生知識の普 及	消費者を対象とした食品衛 生教室等の開催	食品衛生教室等の開催			食品衛生教室等への参 加
	各種広報媒体を活用した普 及啓発	普及啓発の実施			食品衛生知識の修得
	事業者の行う取り扱いにつ いての注意喚起			売場等での注意喚起	
b きのこ鑑定会の実施	きのこ鑑定会の開催	広報、同定員の派遣 鑑定会の開催			鑑定会への参加

オ 輸入食品の監視・検査

【現状】近年、輸入食品が増加しており、県民の食生活を守るうえでは、輸入食品の安全性を確保することが重要です。

輸入食品に対しては、輸入時において、国の検疫所でモニタリング検査や命令検査を実施し安全性の確認を行っています。また、県においては、流通段階における監視や残留農薬、食品添加物等の検査を実施しています。しかしながら、食品添加物等による違反食品が県内でも発見されているのが現状です。

【課題】輸入食品の安全性を確保するためには、さらに輸入時の監視体制を強化するとともに、県内での監視体制も強化する必要があります。 【対策】

(ア)輸入食品の監視・検査

a 輸入食品の監視指導及び収去検査(県衛生薬務課)

県は、食品監視指導計画に基づく収去検査を確実に実施するとともに、国や他の自治体からの違反等の情報を正確・迅速に把握するなどして、県内における監視・検査をより効果的・効率的に行っていきます。

b 国への働きかけ(県食品安全推進室、県衛生薬務課) 輸入時における検査等輸入食品の監視の充実強化や原産国での衛生管理向上のための指導、情報提供などを積極的に働きかけていきます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
四级加克人市兴入	+ 5	行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) 内 容 (1)-オ-(ア)	県、国、関係自治体		販売店等		
a 輸入食品の監視指導及び収 去検査	監視指導計画に基づく収去 検査の実施	監視指導計画の策定・ 公表 監視指導、収去検査		表示等の確認	
	国や関係自治体との連携に よる監視強化	連携			
b 国への働きかけ	輸入食品の監視、検査の強 化等についての国への要望 等				

カ調査研究の推進

【現状】食品を取り巻く状況は近年急激に変化しており、迅速な対応・原因究明やトレーサビリティ・システムの導入、生産情報の開示などが 期待されています。

【課題】様々な問題に迅速に対応し、食品の安全性を確保するとともに、消費者に安心を届けるための調査研究を推進していく必要があります。 【対策】

(ア)食品衛生確保のための調査研究

a 検査機関の業務管理(GLP)の充実と効率的な検査の研究(県衛生薬務課)

県は、食中毒発生時の原因究明や食品添加物、残留農薬などの検査をより迅速・正確に行えるよう検査機器の整備と合わせGLPの徹底を図るとともに、ウイルス等の遺伝子レベルでの検査手法の研究を行いその導入を推進していきます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
取1242(東米)	.	行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (1)-カ-(ア)	内 容	県			
a 検査機関の業務管理(GL P)の充実と効率的な検査 の研究	検査機関での業務管理(G LP)の実施	GLP等の実施等			
の掀充	ウイルス等遺伝子レベルで の検査手法の研究及び導入	検査手法の研究、導入			
	検査機器の計画的な整備	検査機器の整備			

(イ)安全な農畜水産物生産を目指した調査研究

- a 畜産物生産のための調査研究の推進(県畜産課)
- 安全な畜産物を生産するため、畜産農家における動物用医薬品の適正使用を指導し、食肉や牛乳等の畜産物への薬剤の残留をなくすと ともに、定期的な調査を実施し、薬剤耐性菌の発現状況を把握します。
- b 魚苗供給・試験指導の充実(県花き農産課) 魚類の生態やバイオテクノロジーによる育種の研究、魚病の診断や予防措置、疾病発生状況の調査などを行います。
- c 水わさびにおける無農薬栽培の研究(県林業振興課) 無農薬で省力的な水わさびの管理方法の開発のため、森林総合研究所において栽培実証試験を行っていきます。
- d 減農薬・減化学肥料の取り組みの推進(県農業技術課)(再掲) 農薬、肥料の適正使用を基本に、環境保全型農業基本方針である化学合成農薬等の50%削減を推進し、人や環境に対し安全で安心できる農産物を消費者に届けるため、減化学合成農薬・減化学肥料栽培を行う各産地の主体的な取り組みを推進します。

e 山の幸特産品づくり事業(県林業振興課)(再掲) 野生きのこや山菜などを地域の特産品として育成していくため、森林総合研究所で開発した栽培技術の実証を行っていきます。

			関 係 者	の 役	割	
	4 5	行 政	生産者	事 業	者	消費者
取り組み(事業) (1)-カ-(イ)	内容	県、国	畜産農家等、養殖業者、わ さび生産者、林業協業体、 森林組合、漁業協同組合			
a 畜産物の生産のための調査 研究の推進	動物用医薬品の適正な使用 推進	適正使用のための指導	適正使用の実施			
	薬剤耐性菌発現状況の把握	定期的な検査の実施	検査への協力			
b 魚苗供給・試験指導の充実	冷水病等に関する調査、影 響軽減技術の確立	生産養殖衛生管理の調 査研究	入			
	放流用アユ種苗、養殖用種苗の生産供給	養殖魚の防疫体制の指 導	防疫体制の確立 (以上、養殖業者) 調査研究への協力 健全な魚苗の放流 (以上、漁業協同組合)			
c 水わさびにおける無農薬栽 培の研究	水わさびにおける無農薬・ 省力的な管理方法の開発	試験研究	実証栽培等への協力			
d 減農薬、減化学肥料の取 り組みの推進	化学合成農薬、化学肥料 の削減栽培技術開発の促進 及び普及	削減栽培技術の開発 技術知識の普及	削減栽培技術の実践 技術・知識の普及、情 報交換			
e 山の幸特産品づくり事業	地域資源を活かした特用 林産物の開発、普及	山菜(ウコギ、モミジガサ、ウワバミソウ)の栽培方法の確立	実証栽培			

(ウ)トレーサビリティ・システム確立のための調査研究

- a 牛肉トレーサビリティ・システム確立のための調査研究の推進(県畜産課) 消費者が安心して県産食肉を購入できる体制を確立するため、モデル小売店に生産者名、本人・農場等写真、牛個体識別番号等県産牛 肉の生産情報が記載されたパネルを掲示するとともに、事業効果の調査などを行います。
- b 青果物等でのトレーサビリティ・システム構築に向けた検討の推進(県果樹食品流通課)(再掲) 青果物等の栽培履歴情報を消費者等に提供するため、既存システムである「青果ネットカタログSEICA」「全農安心システム」等 の利用についての実証検討を行います。

		関係者の役割				
	W 12 /U 3. / = **	4 -	行 政	生 産 者	事業者	消費者
	取り組み(事業) (1)-カ- (ウ)	内 容 	県、国	肉用牛農家、青果物生 産者、JA等	山梨食肉流通センター、 仲卸業者、小売業者	
	a 牛肉トレーサビリティ・シ	意見交換会の開催	意見交換会の開催	参加	参加	参加
	ステム確立のための調査研究の推進	 モデル小売店による生産履 歴の掲示	助言の実施、事業効果 の確認	生産牛の情報提供	牛肉の生産履歴記載パ ネルの発行、掲示	牛肉の情報入手
	b 青果物等でのトレーサビ リティ・システム構築に向 けた検討の推進	システムの検討会の開催	システムの検討	システムの検討	システムの検討	県産青果物の購入
		生産段階での体制づくり の推進	生産履歴等の記帳指導	生産履歴等の記帳の推 進		

甲斐のこだわり環境農産物 =

化学合成農薬や化学肥料をそれぞれ30%以上削減して、山梨県内で生産された農産物です。

「甲斐のこだわり環境農産物認証委員会」が定めた認証基準を満たして栽培され、認証機関の認証を取得した農産物を「甲斐のこだわり環境農産物」とし認証マークが貼付され販売されます。

対象農産物

県内で生産された、米、大豆、野菜、果実等のうち認証委員会により基準が策定されている農作物は次のとおりです。

25品目、32作型(平成16年3月現在)

普通作物 : 水稲、小麦、大豆

野 菜:いんげん、えんどう、スイートコーン、レタス、カリフラワー(春まき、夏まき)

ブロッコリー(春まき、夏まき) はくさい、ほうれんそう(春夏まき、秋冬まき)

たまねぎ、だいこん、ながいも、トマト(抑制、半促成、夏秋)

きゅうり(抑制、半促成、夏秋)なす、ウコン、こまつな(秋冬まき)

チンゲンサイ、サントウサイ、シュンギク、なばな

果 樹:うめ(小梅) もも

認証マーク 「化学品成盟菜・化学配料3種以上削減) 甲斐のこだわり 環境農産物



(2)食品に関する正確な情報の提供

ア 適正な食品表示の徹底

- 【現状】食品の表示は、食品衛生法、JAS法、景品表示法等により、表示しなければならない事項や表示方法等が定められています。県では、 これら関係法令等に基づき、生産者や事業者に対して監視指導を行っていますが、不適正な表示は依然として見受けられます。
- 【課題】食品の表示は消費者が食品を選択する上で極めて重要な情報です。このため、生産者、事業者による適正な表示の実施が徹底されてい く必要があります。

【対策】

(ア)関係法令に基づく食品表示の監視指導

- a 食品衛生法に基づく食品表示の指導(県衛生薬務課) 監視指導計画に基づく監視指導を実施し、食品衛生法に基づく適正表示の徹底を図ります。
- b JAS法に基づく食品表示の指導(県食品安全推進室、農政事務所、JA中央会) 生鮮食品には名称、原産地、加工食品には原材料、賞味期限等の適正な表示が行われるように、普及・啓発や調査・指導・検査等を実施します。特に原産地表示で問題となる品目については表示根拠の確認やDNA分析等による判別調査を行います。また、有機食品表示 (有機JASマーク)等について確認・指導を行います。
- c 景品表示法に基づく食品表示の指導(県県民生活課) 景品表示法に基づく適正な表示が行われるよう指導、相談対応を実施します。
- d 食品表示合同調査の実施(県食品安全推進室) 県は、各法令等個別の監視指導啓発とは別に関係部署の職員の合同による調査を実施し、効率的でわかりやすい表示指導に努めていき ます。また、事業者は関係法令を理解し、適正な表示を行っていく必要があります。
- e 特別栽培農産物表示ガイドラインの普及啓発(農政事務所) 新ガイドラインに基づく表示の適正化を図るため、生産や表示の基準について普及啓発を行います。

			関 係 者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生産者	事業者	消費者
(2)-ア-(ア)	ם ניו	県、国	販売を行う生産者、 JA中央会	製造・加工、販売業者、 認定機関、認定事業者	一般消費者、食品表示 ウォッチャー
a 食品衛生法に基づく食品表 示の指導	表示に関する指導啓発、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施 生産者、従業者への法 令・表示方法の周知徹	適正表示の実施	不適正表示の発見、県 への情報提供
	事業者、従事者に対する 講習会の開催	講習会の開催	講習会への参加、従業 員への研修の実施	講習会への参加、従業 員への研修の実施	
b JAS法に基づく食品表示 の指導	表示の調査指導、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施 生産者、従業者への法 令・表示方法の周知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、県 への情報提供
	表示実態特別調査の実施	表示根拠の追跡、確認 DNA分析等科学的手 法による判別調査の実 施	適正表示の実施	適正表示の実施	不適正表示の発見、県 への情報提供
	有機JAS規格制度の普及 促進	正しい表示への誘導 表示の確認・指導	認定(栽培)基準に基 づく生産	審査・調査・認定・格 付等の実施	
c 景品表示法に基づく食品表 示の指導	表示の指導、相談対応	監視指導、相談対応	適正表示の実施 生産者、従業者への法 令・表示方法の周知徹底	適正表示の実施	不適正表示の発見、県 への情報提供
d 食品表示合同調査の実施	合同調査の実施	調査の実施	適正表示の実施 法令・表示方法の周知徹底	適正表示の実施	
e 特別栽培農産物表示ガイド ラインの普及啓発	特別栽培農産物表示ガイド ラインの普及啓発	情報の共有化 普及啓発	認定(栽培)基準に基 づく生産	適正表示の実施	

(イ)県民参加の食品表示監視

a 食品表示ウォッチャーの設置(県食品安全推進室) 県から委嘱された食品表示ウォッチャーが日常の買い物を通じ食品表示のチェックを行います。

b 食品表示110番等の設置・運営(農政事務所、県食品安全推進室) 広く県民から食品の表示等についての情報提供を受け付けます。また、寄せられた疑義業者の情報に迅速に対応します。

・食品表示110番 電話番号 055 - 226 - 6611

(農政事務所) 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

・消費者の部屋(再掲) 電話番号 055 - 226 - 6611

(農政事務所) 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

・食品安全110番(再掲) 電話番号 055 - 223 - 1638

(県食品安全推進室) 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

			関 係 者	の 役 割	
四1242元(東光)	ф 2 2	行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-ア-(イ)	内 容	県、国	販売を行う生産者	製造・加工、販売業者	一般消費者、食品表示 ウォッチャー
a 食品表示ウォッチャーの設 置	食品表示ウォッチャーの設 置	ウォッチャーの委嘱、 研修会の実施	適正表示の実施	適正表示の実施	不適正表示の発見、県 への情報提供
b 食品表示110番等の設置・ 運営	食品表示110番の設置・運 営	相談・情報の受付・対 応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	消費者の部屋の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報の提供	相談・情報の提供	相談・情報の提供
	食品安全110番の設置・ 運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供

(ウ)消費者にやさしくわかりやすい表示の推進

a 消費者にやさしくわかりやすい表示のあり方の検討(県食品安全推進室) 消費者の求める表示についてアンケート調査などを行い、その結果をもとに消費者にやさしくわかりやすい表示の実現に向け検討を行っていきます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-ア-(ウ)	内 容 	県、国	販売を行う生産者		
a 消費者にやさしくわかりや すい表示のあり方の検討	表示についての意識調査の 実施	意識調査の実施	意見の提出	意見の提出	意見の提出
	やさしくわかりやすい表示 の検討	表示の検討			

イ トレーサビリティ・システムの整備

【現状】平成13年9月に我が国で初めてBSE(牛海綿状脳症)が発生してから、牛肉偽装事件、農産物への無登録農薬の使用、産地の不正表示など様々な問題により食の安全・安心に対する消費者の関心や不安が高まりました。また、食品に由来する危害因子が多様化する中で食品の生産、製造・加工、流通・販売の各段階で食品とそれに関わる情報を追跡できるトレーサビリティ・システムの導入が求められています。

このため、牛肉については、国において法整備がされたところであり、青果物等に対しては産地情報、農薬の使用履歴などをはじめと する生産履歴の開示が期待されています。

【課題】農畜産物等の生産履歴などの情報を分かりやすく、入手しやすい方法で、適正・確実に提供できるシステムを構築し、消費者の信頼を 回復する必要があります。

【対策】

(ア)農産物トレーサビリティ・システムの推進

a 青果物等でのトレーサビリティ・システム構築に向けた検討の推進(県果樹食品流通課)

青果物等の栽培履歴情報を消費者等に提供するため、既存システムである「青果ネットカタログSEICA」「全農安心システム」等の利用についての実証検討を行います。

b トレーサビリティ・システム導入の促進(農政事務所)

青果物、米、豚、鶏肉、鶏卵、養殖水産物、きのこ類について、システム導入を推進するため、関係団体、事業者等に対する周知を図り、情報関連機器の整備等の支援を行います。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
m 13 40 7. / 南 ※)	.	行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-イ- (ア)	内容	県、国	青果物等の生産者、 JA	製造・加工、流通・販 売業者・団体	一般消費者
ョ 青果物等でのトレーサビリ	システムづくりの検討	検討会の開催	検討への参加	検討への参加	県産青果物の購入
ティ・システム構築に向け た検討の推進		生産情報の記帳等指導	生産情報の記帳		
			記帳運動の展開		
	青果ネットカタログ等の試 行	普及啓発	入力記帳		
			入力記帳運動の展開	入力記帳運動の展開	
o トレーサビリティ・システ ム導入の促進	システム導入に向けての周 知徹底の実施	周知徹底、啓発 導入への支援	導入への取り組み	導入への取り組み	システムの理解

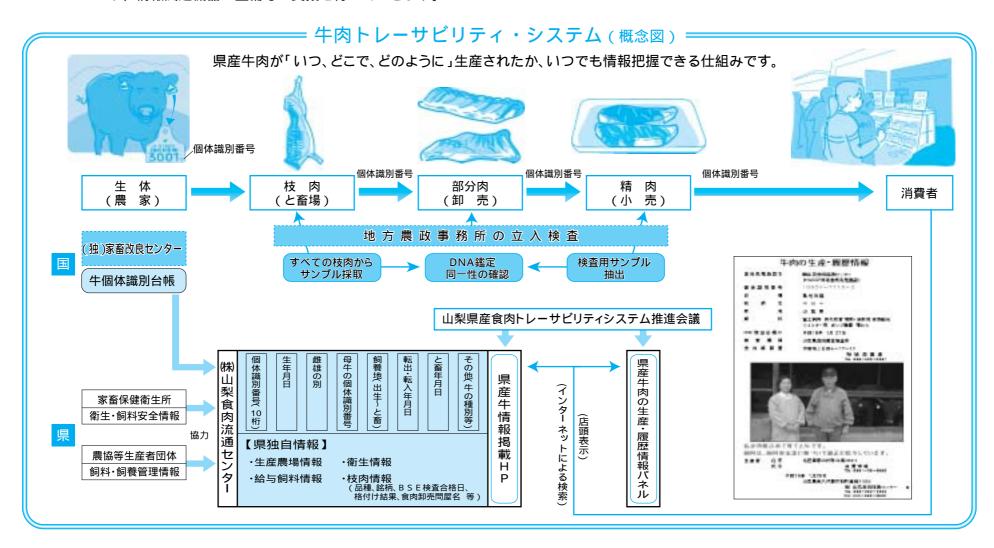
(イ)畜産物トレーサビリティ・システムの導入・推進

a 牛肉トレーサビリティ法に伴うシステム運用等(県畜産課、農政事務所)

牛肉トレーサビリティ法について、生産者、事業者への周知・指導、立入検査を行うとともに、届出等の情報の管理を行います。特に 県では、消費者の信頼確保による県産牛肉の消費拡大や、県内肉牛生産の振興などを図るため、ホームページによる県産牛肉の生産履歴 情報(付加価値情報)の公開などを行います。 また、牛肉以外の畜産物については、システム構築に向けた検討の推進などを行います。

b トレーサビリティ・システム導入の促進(農政事務所)(再掲)

青果物、米、豚、鶏肉、鶏卵、養殖水産物、きのこ類について、システム導入を推進するため、関係団体、事業者等に対する周知を図り、情報関連機器の整備等の支援を行っていきます。



				関 係 者	の 役 割	
77 . A / F		_	行 政	生 産 者	事 業 者	消費者
	み (事業)	内容	県、国	畜産農家	山梨食肉流通センター、仲卸業者、小売業者、	
(2)	- イ - (イ)				仲 邱 秉 有 、 小 元 秉 有 、 特定料理提供者	
	ーサビリティ法に テム運用等	牛肉の個体識別番号の表示	業者への周知・指導 表示の確認、立入検査 情報の共有化	情報の伝達	適正表示の実施帳簿への記入	
		牛肉サンプルの D N A 鑑定 の実施	サンプルの収集・鑑定			
		牛肉トレーサビリティ法に 基づく情報管理	立入検査	法律の遵守、届出の履 行	法律の遵守、届出の履 行	
		推進会議の開催	推進会議の開催	会議への参加	会議への参加	会議への参加
		ホームページによる県産牛 肉の生産履歴情報の公開	助言の実施	生産牛の情報提供	ホームページ運用、 個体識別番号の伝達	牛肉の情報入手
b トレーヤ テム導入の	ナビリティ・シス D促進	システム導入に向けての 周知徹底の実施	周知徹底、啓発 導入への支援	導入への取り組み	導入への取り組み	システムの理解

ウ 食品の安全性に係る情報の収集・提供

【現状】食に関する様々な問題により生じた県民の不信や不安は、必要な時に正確な情報が十分に伝わらなかったことが原因の一つでした。また、輸入食品の増加、遺伝子組換え食品やクローン牛など新しい技術から生まれた食品がつくられるなど、食に関する情報はますます広域化、高度化し、分かり難くなってきています。

【課題】食品の安全性に係る様々な情報を収集し、県民に対し正確で分かりやすく、また、タイムリーに提供していく必要があります。 【対策】

(ア)情報の収集

- a 情報の収集・蓄積・内容分析(県食品安全推進室) 国や都道府県、市町村と連携し情報の把握に努めるとともに、的確な判断、措置ができるよう情報内容の分析を行います。
- b 食料品消費モニターの設置(農政事務所)

国では、食料品の規格、品質、表示価格動向や食生活等に関して広く消費者から意見・要望・情報を提供してもらうため、食料品消費 モニター(山梨県20人、全国1,021人)を設置します。食料品消費モニターは、意見等の提供を行うほか、業務を通じて身に付けた知識 を地域の消費者に普及して行きます。

c 食品安全110番等の設置・運営(県食品安全推進室、農政事務所)(再掲) 食の安全・安心に関する県民からの様々な相談や情報を受け付けます。

・食品安全110番(再掲) 電話番号 055 - 223 - 1638 (県食品安全推進室) 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

・消費者の部屋(再掲) 電話番号 055 - 226 - 6611 (農政事務所) 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関係者	の 役 割	
	.	行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-ウ-(ア)	内容	県、国、市町村	販売を行う生産者		一般消費者、食料品消 費モニター
a 情報の収集・蓄積・内容分 析		情報の収集・蓄積・分析	情報の提供	情報の提供	情報の提供
	県内関係者による情報ネッ トワーク化の推進	ネットワーク等の構築、 参加	ネットワーク等の構築、 参加	ネットワーク等の構築、 参加	ネットワーク等の構築、 参加
	市町村ネットワーク等によ る情報交換の推進	ネットワーク等の構築、 参加			
b 食料品消費モニターの設置	食料品消費モニターの設置	モニターの委嘱、 研修会等の実施 アンケート、意見、要 望等の取りまとめ			研修会等への出席 アンケート調査への回 答、意見・要望等の提 出
c 食品安全110番等の設 置・運営	食品安全110番の設置・ 運営	相談・情報の受付・対 応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
	消費者の部屋の設置・運営	相談・情報の受付・対応	相談・情報の提供	相談・情報の提供	相談・情報の提供

(イ)情報の提供

- a 消費者への情報提供(県食品安全推進室、農政事務所、統計・情報センター) ホームページや様々な広報媒体を利用して、県民に正確でわかりやすい情報を迅速に提供していきます。
- b 食品衛生監視指導計画の公表(県衛生薬務課) 県は、監視指導計画及び監視状況など食品衛生に関する情報について積極的に公表していきます。

1 農林水産省関東農政局甲府統計・情報センター

			関係者	の 役 割	
现17477(東米)	内容	行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-ウ-(イ)	内 容	県、国	全ての生産者	全ての事業者	全ての消費者
a 消費者等への情報提供	ホームページによる情報提 供	情報の提供	情報の発信・収集	情報の発信・収集	情報の収集
	メールマガジンによる情報 の配信				
	広報媒体(テレビ、ラジオ、 県広報誌等)による情報提 供				
	情報誌による情報提供				
	生産者、事業者による情報 発信の促進				
b 食品衛生監視指導計画の公 ま		計画の策定、公表			
表	定及び公表	策定にあたっての県民 からの意見聴取	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出	策定にあたっての意見 の提出
		監視指導結果の公表			

エ 食品の安全性に関する相談の受付・苦情への対応

【現状】多種多様な食品が氾濫する現在、食品に対する様々な疑問や相談に迅速に応え、県民の不安や不信を解消していくことが重要となっています。しかし、県民から見ると、どこに相談すればよいか分かり難いうえ、内容によりいくつもの部署に問い合わせしなければならないなどの不都合があります。また、相談方法も関係部署へ直接出向くか電話等による方法などに限られています。

【課題】県民が相談しやすいよう、食の安全・安心についての総合窓口の設置とともに、イベントなどを利用して相談できる機会を増やしてい く必要があります。

【対策】

(ア)相談の受付・苦情への対応

a 食品安全110番の設置・運営(県食品安全推進室) 県では、食品の安全性や表示などに関する県民からの様々な相談や情報を一元的に受け付ける窓口を設置します。

電話番号 055 - 223 - 1638 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

- b 消費生活相談員の活用促進(県食品安全推進室) 消費生活相談員が消費者からの食に関する相談等に対応し、内容に応じて保健所などの関係機関を紹介します。
- c 食品の安全性に関する相談の受付(県食品安全推進室、消費生活センター、各保健所) 県のホームページや各種イベントでの相談窓口の設置などにより、消費者等からの相談や情報提供に対応します。
- d 消費者の部屋の設置・運営(農政事務所)

消費者からの食の安全・安心や農林水産行政一般、食料の生産・消費等に関わる事項についての相談・苦情、要望などを受け付けるため、消費者相談担当者を設置するとともに各種イベント会場等において消費者相談等を行います。

電話番号 055 - 226 - 6611 受付時間 平日(年末年始を除く)午前8時30分~午後5時

			関 係 者	の 役 割	
四小加九大南米)		行 政	生産者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-エ-(ア)	内 容	県、国、市町村			全ての消費者、消費生 活相談員
a 食品安全110番の設置・運営	食品安全110番の設置・運 営	相談・情報の受付・対 応	相談・情報提供	相談・情報提供	相談・情報提供
b 消費生活相談員の活用促進	消費生活相談員の活用促進	消費生活相談員の運営			相談に対する対応
c 食品の安全性に関する相談 の受付・対応	ホームページによる相談 の受付	相談等の受付 情報の提供	相談	相談	相談
	各種イベントに窓口を設 置し、相談や情報提供の 対応				
	関係機関での相談の受付、 苦情への対応				
d 消費者の部屋の設置・運営	消費者相談担当者の設置	相談・情報の受付・対応	相談・情報の提供	相談・情報の提供	相談・情報の提供
	移動消費者の部屋の設置・ 運営	, .			

オ 食の安全・安心についての普及・啓発

【現状】多種多様な食品の流通、食に関する様々な問題など、食品に関する情報は増加し、また高度化しています。このような中、消費者が安全な食品を選択し、安心して食生活を営むためには、これらの情報を正確に受取り、それを食生活に反映していくことが重要です。このため、県では、研修会や啓発資料の配付などを実施していますが、消費者の知識や理解がまだ十分得られていません。

【課題】消費者が食の安全・安心についての知識と理解を深めることができるような機会をさらに確保していく必要があります。

【対策】

(ア)普及・啓発 a イベント等の開催(県食品安全推進室、消費者団体)

食の安全・安心を考えるフォーラムを開催する他、毎年9月を「食の安全・安心推進月間」とし、街頭啓発を行います。また、消費者 団体などによる各種イベントにおいて、食の安全・安心についての啓発を図っていきます。

- b 研修会等の開催(県食品安全推進室、県健康増進課、県消費生活センター、消費者団体) 消費者を対象に学習会、出前講座などの開催や県民が自主的に行う勉強会への講師派遣を行います。また、調理師、栄養士等に対する 健康・衛生教育を行い県民への健康サービスの向上を目指します。
- c 啓発資料の作成、ホームページの活用(食品安全推進室) パンフレットの作成・配付、新聞、テレビ、ラジオなどによる情報提供の他、ホームページや情報誌による情報提供を行います。

1 山梨県連合婦人会、山梨県生活協同組合連合会、山梨県消費者団体連絡協議会、 山梨県消費生活研究会連絡協議会、山梨県生活学校連絡会等

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (2)-オ-(ア)	取り組み(事業) 内容 (2)-オ-(ア)	県、市町村			一般消費者、消費者団 体
a イベント等の開催	食の安全・安心を考えるフ ォーラムの開催	フォーラムの開催	フォーラムへの参加	フォーラムへの参加	フォーラムへの参加

	L	L	L	L	<u> </u>
	食の安全・安心推進月間街 頭キャンペーンの実施	街頭キャンペーンの実 施			
	各種イベントによる普及・ 啓発の実施				普及・啓発の実施
	475.074,85				イベントへの参加
b 研修会等の開催	食の安全・安心に関する研 修会等の開催	研修会の開催 研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
		情報提供	情報提供	情報提供	消費者の集い等の開催
					研修会等への参加
	団体等が開催する勉強会等 への講師派遣	勉強会等への講師派遣	勉強会等の開催、講師 依頼	勉強会等の開催、講師 依頼	勉強会等の開催、講師 依頼
	栄養士、調理師、食生活改 善推進員等に対する研修会 の実施	研修会の開催	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
	商品テスト教室、出前講座 等による正しい知識の普及 啓発	指導啓発			講習会への参加、知識 の修得
c 啓発資料の作成、ホームペ ージの活用	パンフレット等の啓発資料 の作成、配布	普及啓発	学習	学習	学習
	ホームページによる情報提 供	情報の提供	情報の発信 情報の収集	情報の発信 情報の収集	情報の収集
	広報媒体による情報提供				
	情報誌による情報提供				
	生産者、事業者による情報 発信の促進				

(3)消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

ア 消費者、生産者、事業者との交流促進

【現状】食品の不正表示や指定外添加物の混入、さらには無登録農薬の使用などの事件等により、消費者の生産者や事業者に対する不信感が高まっていますが、消費者が食品の生産・製造・流通現場の実態を知る機会はあまり多くありません。

【課題】消費者と生産者や事業者がお互いの考え方や役割について理解し合い、信頼関係を構築する必要があります。

【対策】

(ア)関係者の交流促進

- a 生産・製造現場の見学会・交流会の開催(県食品安全推進室、県畜産課、県農政総務課(再掲)、県農業技術課(再掲) JA中央会) 食品の生産から流通現場の実態を知り相互の役割等について理解を深めるために、視察や宿泊体験、意見交換会などを行っていきます。
- b 食を通した交流会の開催 (県林業振興課、県農政総務課)(再掲) 消費者、生産者、事業者、行政相互の交流の機会を確保するため、関係者が集い、料理教室など食を通した意見・情報交換会を実施していきます。

				関 係 者	の 役 割	
			行 政	生 産 者	事業者	消費者
	取り組み(事業) (3)-ア-(ア)	内容	県、市町村		山梨県牛乳普及協会、乳 業者、山梨県畜産協会	学校関係者、児童・生 徒、父兄
а	生産・製造現場の見学会・ 交流会の開催	児童・生徒・先生等の牧場 等への視察の実施	実施の支援	視察の受け入れ	事業の実施、視察の受 け入れ	視察への参加
		牧場探検隊の開催	事業の推進指導	農家での作業体験の受 け入れ	事業の実施	事業への参加
		食の見学、体験学習会の 開催	事業の実施・支援	農産物の供給	安全な食品供給への理 解促進	参加
			参加者への理解促進	消費者との交流		
				栽培指導	学習会等の指導	

	 あぐり探検隊交流事業の 実施	事業の実施に向けた調整、連携	農業体験、加工体験の 受け入れ 見学施設の提供 交流への協力	事業への協力	事業への参加
	食の安全・安心交流ツアー の開催	 ツアーの開催	 ツアーへの協力	ツアーへの協力	ツアーへの参加
	食を語る集いの開催	集いの開催	集いへの参加	集いへの参加	集いへの参加
	生産者と消費者のコミュニ ケーションの促進		シンポジウム、意見交 換会の開催		シンポジウム、意見交 換会への参加
b 食を通した交流会の開催	きのこ・山菜料理教室等 の開催	料理教室・講習会の広 報、支援	料理教室・講習会の開 催		料理教室・講習会への参加
	親子料理教室の開催	事業の実施・支援参加者への理解促進	農産物の供給消費者との交流	安全な食品供給への理解促進	参加

イ 地産地消の推進

- 【現状】地元で生産される、より新鮮で安心な農畜水産物等を地元で消費する、いわゆる地産地消に対する消費者の関心が高まっています。また、学校給食においても県産農畜水産物の割合を増やすなどの取り組みが行われています。
- 【課題】地産地消をより実効性のあるものとするため、普及・啓発活動を充実強化していくとともに、県産農畜水産物等の県内流通を拡大して いく必要があります。

【対策】

(ア) 地産地消県民運動の推進

a 県産農産物等の地産地消の推進

(県果樹食品流通課、県花き農産課(再掲) 食改推連絡協議会、甲斐食の匠協同組合)

地元で生産した新鮮で信頼できる農産物を安心して食べる「地産地消」を広く県民運動として推進するとともに、県内流通拡大への仕組みづくりを検討していきます。また、事業者、消費者は、県産食材を利用した料理の研究など積極的な消費を図っていきます。

- b 旬のやまなし・地産地消支援事業の推進(県農村振興課)
 - 生産者、事業者が行う地産地消推進体制整備や消費者のニーズ調査、直売施設や加工施設の整備などに対し、支援を行っていきます。
- c 山の幸特産品づくり事業(県林業振興課) 野生きのこや山菜などを地域の特産品として育成していくため、森林総合研究所で開発した栽培技術の実証とその普及を行っていきます。
- d 特用林産需要拡大の推進(県林業振興課)

県内産きのこや山菜類を県民に知ってもらうとともに、生産者と消費者の信頼関係を構築するため各地区特用林産協会が主体となり、 消費者を対象に料理教室を開催して行きます。

- e NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(県健康増進課)(再掲) 連携を図るための情報・意見交換を進めるとともに、主体的な行動に対し、情報の提供や専門家の派遣などの支援を行っていきます。
- f 畜産物安全・安定供給相互理解体制推進事業 ((社)山梨県畜産協会)

生産、流通および消費の各段階の代表者による県域検討会議を設置し、相互理解を図るための体制づくりについて検討を行うとともに、 畜産物生産流通システムに関する研修会等を実施していきます。

1 山梨県食生活改善推進員連絡協議会

				関 係 者	の 役 割	
			行 政	生 産 者	事業者	消費者
E	取り組み(事業) (3)-イ-(ア)	内容	県、市町村		地消サポーター、食の	地産地消サポーター、給 食関係者、消費者団体、栄 養士会、食生活改善推進員 連絡協議会、調理師会等

a 県産農産物の地産地消の推 進	普及・宣伝、県産食材の日 の設定、食材カレンダーの 作成		生産振興対策	域内流通拡大対策 県産食材を利用した料 理の研究	料理教室等の開催県産食材への理解
	 地産地消推進会議の設置	推進会議の設置	会議への参加	会議への参加	会議への参加
		推進策の検討	意見の提出	意見の提出	意見の提出
	地産地消サポーター制度の 創設	制度の創設、募集	サポーターへの参加	サポーターへの参加	サポーターへの参加
	フォーラムの開催	フォーラムの開催	フォーラムへの参加	フォーラムへの参加	フォーラムへの参加
	米消費拡大総合対策の推 進	団体の活動支援	米消費拡大 P R 活動の 展開		食育の実施
b 旬のやまなし・地産地消支 援事業の推進	市町村、農協等が行うソフト及びハード整備に対する 支援		農産物の生産 直売施設等の整備	域内流通の確立 直売施設等の整備	農産物の消費、評価
				ニーズ調査	調査への協力
c 山の幸特産品づくり事業	地域資源を活かした特用林 産物の開発、普及	山菜(ウコギ、モジジガ サ、ウワバミソウ)の栽 培方法の確立	実証栽培		
d 特用林産需要拡大の推進	きのこ・山菜料理教室の開 催	料理教室の広報、支援	教室の開催		教室への参加
e NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	栄養関係団体と連携した 食育の実施	団体の活動支援			食育の実施
f 畜産物安全・安定供給相互 理解体制推進事業	県域検討会の開催	検討会への参加	検討会の開催 検討会への参加	検討会への参加	検討会への参加
	研修会等の開催	研修会への参加	研修会の開催	研修会への参加	研修会への参加

(イ)学校給食等における県産農畜水産物の活用

a 学校給食等における地域の農畜水産物の活用

(県畜産課、県花き農産課、県スポーツ健康課、県果樹食品流通課(再掲) JA中央会、市町村)

学校給食における地産地消を推進するため、学校給食用牛乳に県内産の牛乳を年間継続して計画的に供給するとともに、米飯学校給食の県産米の使用割合を増加させるための環境を整えるなど、県産農畜水産物の活用を進めていきます。また、学校給食週間を中心に県産農畜水産物や郷土食を取り入れた学校給食を実施し、児童生徒への啓発を行います。

				関 係 者	の 役 割	
		ф %	行 政	生 産 者	事業者	消費者
	取り組み(事業) (3)-イ- (イ)	内容	県、国、市町村	酪農家、稲作農家、 JA中央会	製造・流通業者 県牛乳普及協会、乳業者	学校給食施設、学校設 置者
	a 学校給食等における地域の 農畜水産物の活用	学校給食用牛乳の供給	事業実施主体への指導	生乳の安定供給	学校給食用牛乳の安定 供給	制度の利用、給食の実 施
		学校給食用牛乳関係合理化 施設機器整備	合理化施設機器整備支 援			
		米飯学校給食における給食 用食器の購入支援	食器購入支援	安全・安心な米の生産、 提供	県産米の円滑な流通	制度の利用、米飯給食 の実施
		米などの地域で生産された 農産物を活用した給食メニ ューの研究支援	事業の支援			
		県産米を原料とした米粉パ ンの導入支援	導入支援			
		米飯学校給食用機器等の整 備への支援		学校給食用炊飯機器等 の贈呈		
- 1						

県産農畜水産物を使用した 学校給食	学校給食週間を中心と した取り組み推進			県産農畜水産物の使用
地産地消推進会議の設置	推進会議の設置	会議への参加	会議への参加	会議への参加
	推進策の検討	意見の提出	意見の提出	意見の提出

ウ食育の推進

- 【現状】消費者の食品の安全性に対する関心が高まる一方で、食と農の距離が拡大し農業を理解する機会が減少しています。また、子どもの頃から「食」について考える習慣を身につけ、食の安全等について主体的に判断できるようにすることが大切です。
- 【課題】消費者が食の安全について自ら考えて行動することを促進するとともに、子どもの頃から食について関心を持ち、自ら考える習慣を身 につけさせる必要があります。

【対策】

(ア)学校における食育の充実

a 研修会等の開催(県スポーツ健康課)

学校における効果的な指導を推進するため、学校栄養職員や給食主任、市町村教育委員会の担当者など食に関する指導の中心的立場の 職員に対して研修会を実施していきます。

また、学校においては、児童生徒が正しい食事のあり方、望ましい食習慣や食の安全・安心についての知識を会得できるよう食教育を 実施していきます。

- b 農業体験学習の推進(県畜産課、県農業技術課、県農政総務課(再掲))
 - 消費者の県産農畜産物や農業への理解を深めるため、農畜産物生産現場での農業体験、意見交換等を行います。また、学校農園等の指導の他、農業体験学習を効率的に推進するため小中学校の教員を対象に農作業体験指導者研修会を実施します。
- c 食育出張講座の実施 (農政事務所、統計・情報センター)(再掲)
- 「食」と「農」の学習を積極的に支援するため、食料やそれを供給する農業の役割、食品の安全性や食生活指針などについて、職員が 研修会や学校等に出向いて講演等を行います。

			関係者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政 県、国、市町村	生産者	事 業 者 山梨県畜産協会、県・ 市町村等学校給食施設、	消費者 県内親子、
(3)-ウ-(ア)				中町付等子校結長施設、 学校設置者・教員等	元里主征、休護有 栄養士会
a 研修会等の開催	学校給食関係者に対する食 に関する研修会等の実施	研修会等の実施		研修会等への参加 児童生徒、保護者等に	研修会等の実施
				対する指導 	
	児童生徒、保護者等に対す る食教育			試食会、説明会等の実 施	
				「たより」等の作成・配 布	情報交換の実施
b 農業体験学習の推進	牧場探検隊の開催	事業の推進指導	農家での作業体験の受 け入れ	事業の実施	事業への参加
	あぐり探検隊交流事業の実 施	事業の実施に向けた調整、連携	農業体験、加工体験の 受け入れ	事業への協力	事業への参加
			見学施設の提供		
			 交流への協力 		
	小中学校教育推進地区活動 事業の実施	学校農園等の指導		事業への協力	事業への参加
	1 - · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	食育の実施			
		農作業体験指導者研修 会の実施		研修会の受講 児童生徒への指導	

	児童・生徒・先生等の牧 場等への視察の実施	実施の支援	視察の受け入れ	事業の実施、視察の受 け入れ	視察への参加
	表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表表	事業の実施・支援参加者への理解促進	農産物の供給 消費者との交流 栽培指導	安全な食品供給への理 解促進 学習会等の指導	参加
c 食育出張講座の実施	食育出張講座の実施	出張講座の実施	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加

(イ)地域における食育の推進

a 食育実践地域活動支援事業(県農政総務課)

消費者及び子どもへの食育を推進するため、食の体験学習への支援や食育ボランティアの育成などを通じ、豊かで安心できる食生活実 践と地域文化の見直し等への取り組みを支援していきます。

- b 食育推進ネットワーク事業の実施(農政事務所、統計・情報センター) 様々な食育の実践機関を構成員とした「食育推進ネットワークやまなし」を設置し、情報交換・提供を行い、相互の連携を図り食育を 推進していきます。
- c 食育出張講座の実施(農政事務所、統計・情報センター)

「食」と「農」の学習を積極的に支援するため、食料やそれを供給する農業の役割、食品の安全性や食生活指針などについて、職員が 研修会や学校等に出向いて講演等を行います。

- d 特定給食施設等に対する監視指導の実施(県健康増進課)(再掲) 個別指導(巡回指導)や集団指導を行い、栄養・衛生管理に関し、給食担当者の知識の向上、調理方法の改善などについての指導助言 を通して、食育を行い喫食者の健康づくりを図っていきます。
- e 講習会、栄養相談等の実施(県健康増進課(再掲)栄養士会、食改推連絡協議会)

幼児期における食育が大切なことから児童館や保育園等において親子等を対象に講演会や栄養相談、料理教室等を行います。また、栄養士、調理師、食生活改善推進員等、食・栄養指導に関係する職員を対象に研修会を実施し、健康・衛生教育の向上を図っていきます。

山梨県栄養士会

f NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(県健康増進課)(再掲) 連携を図るための情報・意見交換を進めるとともに、主体的な行動に対し、情報の提供や専門家の派遣などの支援を行っていきます。

			関係者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (3)-ウ-(イ)	内容	県、市町村、国		製造・加工、卸・販売 業者、給食施設、食育 ボランティア	
a 食育実践地域活動支援事業	地域推進協議会の開催	協議会の設置、運営	協議会への参加	協議会への参加	協議会への参加
			地域農産物に関する指 導	食品安全対策への理解 促進	食育の実践
	食育ボランティアの育成	講習会等の実施、育成	活動	活動	活動
	親子料理教室の開催	事業の実施・支援	農産物の供給	安全な食品供給への理	参加
	食の見学、体験学習会の開 催	参加者への理解促進	消費者との交流 栽培指導	解促進 学習会等の指導	
	食育学習活動等支援の実施	地域農産物の給食利用 と食育の推進	農産物の提供	流通面の支援、理解	地産地消への理解
	地域朝市・夕市交流会の開 催	各種取り組みへの理解 促進	農産物の供給		
	 情報の発信	情報提供	情報提供		
b 食育推進ネットワーク事業	ネットワークによる情報提 供活動の実施	情報提供 連携活動の実施 広報活動の実施	ネットワーク参加によ る情報提供、連携活動	ネットワーク参加によ る情報提供、連携活動	ネットワーク参加によ る情報提供、連携活動 食育の実践

c 食育出張講座の実施	食育出張講座の実施	出張講座の実施	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加	講座の依頼 講座への参加
d 特定給食施設に対する監 視指導の実施	給食施設への個別指導、 集団指導の実施	指導助言の実施		適切な栄養衛生管理	食育の実践
e 講習会、栄養相談等の実施	親子への食育の推進	食育実施への支援			講習会、栄養相談等の 実施 参加
	栄養士、調理師、食生活 改善推進員等に対する研修 会の実施	研修会の開催	研修会への参加	研修会への参加	研修会への参加
f NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働	栄養関係団体と連携した 食育の実施	団体の活動支援			食育の実施

食育出張講座=

関東農政局山梨農政事務所と甲府統計・情報センターでは、食の安全・安心の確保や生活習慣病の予防など、「食」に関する正しい知識を子供たちや消費者が身につけ、望ましい食生活を実践するための「食育」について、職員が学校・研修会等に出向いて授業・講演を行う「出張講座」を実施しています。

問い合わせ:関東農政局山梨農政事務所消費・安全部消費生活課 電話 055 - 226 - 6611 FAX 055 - 226 - 6642

甲府統計・情報センター

電話 055 - 224 - 6415 FAX 055 - 228 - 2640



(4)総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

ア 山梨県食品安全対策本部

- 【現状】県では平成15年5月に設置した「山梨県食品安全対策本部」を中心に生産から流通、消費に至る総合的な食の安全・安心施策を推進しています。
- 【課題】目的の違う関係法令ごとに分かれている各部署の業務を総合的に調整し、食の安全・安心対策を全庁的・横断的体制により推進する必要があります。

【対策】

(ア)山梨県の推進体制

- a 山梨県食品安全対策本部の運営(県食品安全推進室) 知事を本部長とする全庁的体制で、食品の安全・安心に係る緊急的な事態や重要課題の解決、総合的な食の安全・安心施策に取り組ん で行きます。
- b 山梨県食品安全推進会議の運営(県食品安全推進室) 食品安全対策本部を補佐し、食の安全・安心に関する協議、調整などを行うとともに、必要に応じ専門班を設置し、個別の課題につい て調査・研究を進めます。
- c 地域食品安全推進会議の運営(各地域振興局) 地域おける総合的な食品安全行政を推進していきます。

			関 係 者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生 産 者	事業者	消費者
(4) - P - (P)		県			
a 山梨県食品安全対策本部の 運営	食品安全対策本部の運営	対策本部の運営			
b 山梨県食品安全推進会議の 運営	食品安全推進会議の運営	推進会議の運営			
c 地域食品安全推進会議の運 営	地域食品安全推進会議の運 営	推進会議の運営			

イ 情報・意見交換の充実

- 【現状】BSE(牛海綿状脳症)問題の際に、消費者をはじめとする関係者相互のコミュニケーションが充分に行われていなかったことから、 新たな食品安全行政においてはリスクコミュニケーションが充実されることとなりました。また県内の消費者等からもコミュニケーショ ンの充実を求める声が多く出ています。
- 【課題】関係者が一体となり、総合的な食の安全・安心対策を推進していくためには、関係者相互の情報・意見の交換(リスクコミュニケーション)を行う必要があります。

【対策】

(ア)情報・意見交換の充実

- a 山梨県食品安全会議の運営(県食品安全推進室) 消費者、生産者、製造・加工業者、流通・販売業者及び学識経験者を委員とし、食の安全・安心に関して幅広い分野から意見・提言を 求めていきます。
- b 食の安全・安心実践活動の推進(県食品安全推進室) 県民参加による食の安全・安心行動計画の円滑な推進を図るため、推進大会などを開催するとともに、県民が情報・意見の交換に直接 参加できる場の確保や関係者による情報ネットワークの構築、また、市町村との連携強化を図るため、市町村ネットワークの構築を目指 します。

			関 係 者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生 産 者	事業者	消費者
(4) - イ - (ア)		県、国、市町村	会議委員、全ての生産者	会議委員、全ての事業者	会議委員、全ての消費者
a 山梨県食品安全会議の過	食品安全会議の運営	会議の運営	会議での意見・情報交 換	会議での意見・情報交 換	会議での意見・情報交 換
b 食の安全・安心実践活動 推進	1の 食の安全・安心行動計画推 進大会の開催	推進大会の開催	推進大会への参加	推進大会への参加	推進大会への参加
	食の安全・安心に関する情報・意見交換会の開催	情報・意見交換会の開 催	情報・意見交換会への 参加	情報・意見交換会への 参加	情報・意見交換会への 参加
	食の安全・安心に関する情 報ネットワークの構築	ネットワークの構築	ネットワークへの参加	ネットワークへの参加	ネットワークへの参加
	市町村ネットワークの構築	ネットワークの構築 ネットワークへの参加、 情報の共有	情報の利用	情報の利用	情報の利用

ウ 国や市町村、関係機関との連携

【現状】平成15年7月1日施行された食品安全基本法により、国では、リスク評価は食品安全委員会で、リスク管理は厚生労働省や農林水産省など関係法令を所管する省庁でそれぞれ実施しています。

また、食品流通の広域化に伴い、食品事故(事件)も広域化するなど、食の安全・安心対策は全ての都道府県にとっての重要課題となっています。

さらに市町村は直接住民(消費者)と関わっており、地産地消や食育の推進をはじめとした、食の安全・安心に係る地域活動の旗振り 役としての期待が高まっています。

【課題】総合的な食の安全・安心対策を推進していくためには、これら関係機関との連携強化が不可欠となっています。

【対策】

(ア)国との連携

a 国との連携、情報・意見交換、働きかけ(県食品安全推進室)

食品健康影響評価を行う食品安全委員会やリスク管理を行う厚生労働省や農林水産省等との連携を図り、情報・意見の交換を行うとと もに、国際的、広域的な課題について、必要な措置や施策の充実を国に働きかけていきます。

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (4)-ウ-(ア)	内 容 	県、国			山梨県消費者団体連絡協 議会
a 国との連携、情報・意見交 換、働きかけ	食品安全委員会との連携、 情報・意見交換の実施	連携、情報・意見交換 の実施			
	関係機関との連携、情報・ 意見交換の実施	連携、情報・意見交換 の実施			リスクコミュニケーション登録団体としての 活動
	広域的、国際的な課題につ いての国への要望	国への働きかけ			

(イ)都道府県との連携

a 都道府県との連携、情報・意見交換 (県食品安全推進室)

情報・意見交換を行うとともに、広域的な課題については連携して取り組みが行えるよう連絡調整を図ります。また、「全国食品安全 自治ネットワーク」に参加し、積極的な活用を図っていきます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事業者	消費者
取り組み(事業) (4)-ウ-(イ)	内 容	県			
- 11 - 13 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17 - 17	各種会議への出席	会議への出席			
意見交換	全国食品安全自治ネットワ ークへの参加	ネットワークへの参加			
	インターネット、電話等に よる情報・意見交換の実施	情報・意見交換の実施			

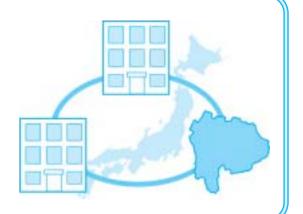
全国食品安全自治ネットワーク =

食品にまつわる問題が相次いで発生する中、多くの都道府県において「食の安全・安心の確保」 を新たな行政課題とした様々な形の組織や施策について検討・実施がなされています。

こうした各都道府県の知恵と情報のネットワーク化を図り、食品安全行政の課題解決に活かすため、 全国食品安全自治ネットワークが平成14年度に設置されました。本自治ネットワークでは会議の開催、 ホームページの運営、国への要請等の活動を行っており、山梨県もこれに参加しています。

全国食品安全自治ネットワークホームページアドレス

http://www.pref.gunma.jp/shokukaigi/05network/05network_top.htm



(ウ)市町村との連携

a 市町村との連携、情報・意見交換(県食品安全推進室、市町村) 市町村ネットワークの構築を図るとともに、市町村が実施する事業に対し協力を行っていきます。

取り組み内容と関係者の役割(は再掲)

			関 係 者	の 役 割	
取り組み(事業)	内容	行 政	生 産 者	事 業 者	消費者
(4) - ウ - (ウ)		県、市町村			
a 市町村との連携、情報・意 見交換	研修会等の開催	研修会等の開催 研修会への参加			
	市町村ネットワークの構 築	ネットワークの構築 ネットワークへの参加、 情報の共有	情報の利用	情報の利用	情報の利用

エ NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働

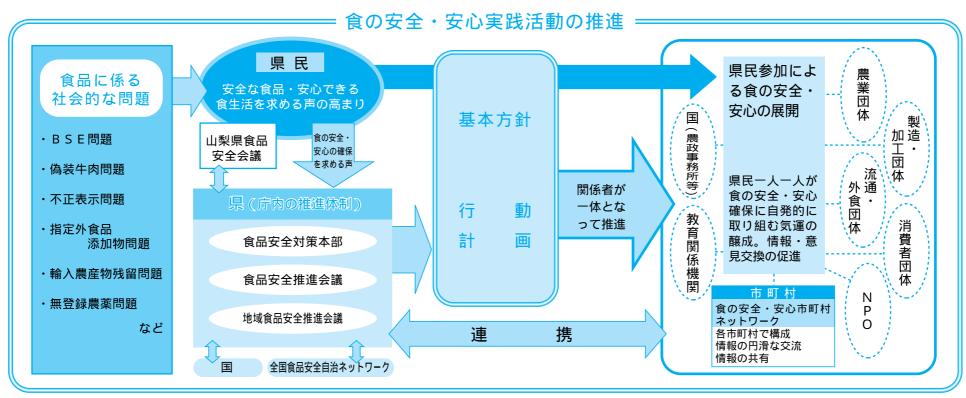
- 【現状】食の安全・安心に関する自主的な取組みを行う組織は比較的少なく、また、連携・協力する場が多くありません。 食育の推進等については、関係する団体に委託し、地域活動を実施している事例が出てきています。
- 【課題】県民と県との役割分担を明確にし、効率的で質の高い食品安全施策を推進するためには、NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働を進めることが必要となっています。

【対策】

(ア) N P O 等との協働

a NPOや食育ボランティア、自主活動組織との協働(県健康増進課、県食品安全推進室) 連携を図るための情報・意見交換を進めるとともに、主体的な行動に対し、情報の提供や専門家の派遣などの支援を行っていきます。

			関 係 者	の 役 割	
		行 政	生 産 者	事 業 者	消 費 者
取り組み(事業) (4)-エ-(ア)	内容	県、国、市町村	参加・協力者	参加・協力者	参加・協力者、栄養士、 食生活改善推進員連絡協 議会、調理師会等
a NPOや食育ボランティア、 自主活動組織との協働	栄養関係団体と連携した食 育の実施	団体の活動支援			食育の実施
	情報交換、組織間交流、学 習会等の活動支援のための 情報提供、専門家の派遣		活動への参加・協力	活動への参加・協力	活動への参加・協力



6 行動計画の主な目標

やまなし食の安全・安心行動計画を推進していくうえでの目標値を以下に掲げます。目標値は、事業の目指す方向を誰にでも分かりやすく示すためのものです。また、この目標値は、進行管理のため、達成度の状況把握にも使用していきます。

(1)生産から消費に至る食品の安全性の確保

目標とする事項	取り組み、事業	指標	現状	平成18年度末目標
農産物(林産物を含む)の安全 性の確保	農薬取締法の遵守	農薬販売業者及び使用者への立入検 査、巡回指導数	立入100件 / 年	立入100件/年 巡回 50件/年
		農薬管理指導士認定者数	501人	600人
		農薬適正使用アドバイザー認定者数	-	300人
		非農耕地用除草剤の販売点検店舗数	70店舗 / 年	420店舗 / 年
	特用林産物生産技術研修会の実施 (品質向上研修会)	研修開催回数	2回/年	6回/年
畜産物の安全性の確保	飼料安全法の遵守	違法飼料給与農家割合	0 %	0 %
		飼料の安全性について啓発指導した牛 飼養農家戸数割合	100%	100%
	家畜伝染病予防法の遵守	家畜伝染病の発生回数	4~5回/年	0回/年
	HACCPの考え方を取り入れた 衛生管理手法の導入	HACCP方式のデータ収集 (特定疾病の実態調査)	240検体	720検体
減農薬、減化学肥料の取り組み の推進	環境保全型農業の推進	エコファーマー認定数	1,843人	人000, 8
	甲斐のこだわり環境農産物認証事 業の推進	環境農産物に認証された農産物数	11	35
	環境保全型農業の産地化支援	削減栽培取り組み産地数	-	7
食品製造施設等における安全性 の確保	食品製造施設等の監視指導	監視指導計画に基づく監視率	-	100%
	食中毒防止対策	人口10万人あたりの食中毒患者発生数	31.1人	22人

給食施設における安全性の確保	特定給食施設等に対する監視指導 の実施	給食施設個別巡回指導実施施設割合	24.40%	33.30%
		適切な栄養管理がされている施設割合	-	80%(最終目標100%)
	学校給食における安全性の確保	学校給食関係者に対する研修会の実施 回数	2回/年	2回/年
		学校給食施設巡回指導回数	約20回 / 年	約40回/年
食肉処理段階における安全性の 確保	と畜検査の実施	と畜場で処理された枝肉の微生物検査 を実施した枝肉数	牛枝肉 58頭 豚枝肉 64頭	牛枝肉 120頭 豚枝肉 120頭
	食鳥検査の実施	食鳥処理場で処理された鶏と体の微生 物検査を実施した羽数	83羽	120羽
流通・販売段階における安全性 の確保	農畜水産物の農薬、抗菌性物質等 の残留検査	監視指導計画に基づく収去検査実施率 (残留農薬)	-	100%
		監視指導計画に基づく収去検査実施率 (残留動物用医薬品)	-	100%
	市場及び販売店等に対する監視指導	監視指導計画に基づく監視率	-	100%
	HACCPシステムの考え方を取 り入れた自主管理体制の普及	営業者、従事者への講習会の実施回数	174回 / 年	200回 / 年
		営業者、従事者の受講者数	9,412人/年	11,000人/年
消費段階における安全性の確保	県民への食品衛生知識の普及	食品衛生講習会等の開催回数	随時	各保健所 1 回以上
	きのこ鑑定会の実施	きのこ鑑定会開催回数	13回 / 年	15回 / 年
輸入食品の安全性の確保	輸入食品の監視指導及び収去検査 の実施	監視指導計画に基づく監視・検査実施 率	-	100%
食品衛生確保のための調査研究	検査機関の業務管理(GLP)の 徹底	GLP外部及び内部点検の実施回数	外部点検1回/年 内部点検1回/年	外部点検1回/年 内部点検2回/年以上
畜産物の生産のための調査研究 の推進	動物用医薬品の適正な使用推進	食肉等への薬剤の残留回数	0 回	0 回
	薬剤耐性菌発現状況の把握	薬剤耐性菌の検査件数	12件	36件
魚苗供給・試験指導の充実	健全な種苗の生産	健全な種苗の需給率	92%	100%
	養殖魚の防疫対策	養殖業者への巡回指導	43業者 / 全63業者	全業者
牛肉トレーサビリティ・システム確立のための調査研究の推進	モデル小売店による生産履歴情報 の掲示	パネル掲示店舗数	31店舗	40店舗

(2)食品に関する正確な情報の提供

目標とする事項	取り組み、事業	指標	現状	平成18年度末目標
適正な食品表示の徹底	食品表示合同調査の実施	調査店舗数	150店舗 / 年	600店舗 / 年
		食品適正表示実施率100%の店舗割合	21%	60% (最終目標100%)
	食品表示ウォッチャーの設置	食品表示ウォッチャー数	全市町村140人	全市町村140人
トレーサビリティ・システムの 整備	青果物等でのシステム構築の検討	青果ネットカタログ等による生産情報 等の提供数	7件	50件 (最終目標200件)
	ホームページによる県産牛肉の生 産履歴情報の公開	ホームページアクセス数	作成中	20,000件 / 年
食品の安全性に関する情報提供	消費者等への情報提供	県のホームページアクセス件数	3,000件/年	10,000件/年
食品の安全性に関する相談の受付、苦情の対応	食品安全110番の設置、運営	食品安全110番による相談対応件数	50件/年	70件 / 年
	消費生活相談員による相談等の対応	消費生活相談員数	全市町村120人	全市町村120人
	ホームページやイベントによる相 談等の対応	相談対応件数	-	20件 / 年
食の安全・安心について普及・ 啓発	食の安全・安心フォーラムの開催	フォーラムの開催回数	2回/年	6回/年
	研修会の開催や勉強会等への講師 派遣	研修会等開催回数	10回/年	30回/年
	栄養士、調理師、食生活改善推進 員等に対する研修会の実施	研修会への参加者数	2,757人/年	3,000人/年
	商品テスト教室、出前講座等の開 催	受講者数	1,500人/年	1,600人/年
	情報誌による情報提供	情報誌の発行回数	-	6回/年

(3)消費者、生産者、事業者の相互理解・信頼関係の確立

目標とする事項	取り組み、事業	指標	現状	平成18年度末目標
消費者、生産者、事業者との交 流促進	児童・生徒・先生等の牧場等への 視察の実施	牧場等視察学校児童・生徒数累計	2,420人/年	3,920人/年
	消費者を対象とした生産から流通 現場の視察や意見交換会の開催	見学会、交流会、意見交換会の開催回数	6回/年	6回/年
地産地消の推進	県産農産物の地産地消の推進	地産地消サポーター数	60人	600人
		県内市場における県産農産物占有率	21%	22%
	きのこ・山菜料理教室の開催	講習会開催回数	6 回	6回
	学校給食等における地域の農畜水 産物の活用	学校給食への牛乳の年間供給本数	約1,700本/年	約1,700本/年
			8.70%	18.40%
		米飯学校給食実施回数	2.9回/週	3.0回/週
		米飯学校給食における県産米の使用割合	45%	80%
		学校給食週間での取り組み	全小中学校	全小中学校
食育の推進	農家での宿泊体験の実施(畜産交 流体験事業)	畜産交流体験事業の実施回数	1回/年	1回/年
	学校給食関係者に対する食に関す る研修会等の実施	研修会等への参加人数	3 ,200人	3,400人
	食育実践地域活動支援事業	食育ボランティアの育成数	229人	600人
	食育出張講座の実施	出張講座の実施回数	-	50回 / 年以上

(4)総合的な食の安全・安心対策を推進するための体制整備

	標とする事項	取り組み、事業	指標	現 状	平成18年度末目標
施策推進 換の充実		山梨県食品安全会議の設置、運営	山梨県食品安全会議の開催回数	3回/年	3回/年
1,500,765		県民ネットワークづくりの推進	情報、意見交換会の開催回数	-	3回/年
市町村と 換	この連携、情報・意見交	市町村ネットワークの構築	市町村ネットワーク参加市町村数	-	20市町村 (最終目標全市町村)
	○食育ボランティア、自 fl織との協働	栄養関係団体と連携した食育の実 施	地元産物を活用した健康のための料理 講習会の開催	随時	随時
			幼児から高齢者を対象とした健康教 室・料理講習会の開催	随時	随時

参考資料

用語解説

BSE(Bovine Spongiform Encephalopathy 牛海綿状脳症)

1986年に英国で初めて確認された牛の病気。BSEにかかった牛の脳組織は空洞化し、スポンジ状となる。牛がこの病気に感染すると、2~8年の潜伏期間の後、発病し、行動異常、運動失調などの症状を示すようになり、発病後2週間から6ヶ月の経過を経て死に至る。国内では平成13年10月18日以降、と畜された全ての牛についてスクリーニング(ふるい分け)検査が行われ、検査に合格した牛の食肉だけが市場に出回っている。

DNA鑑定

細胞の「核」と呼ばれる器官にある「染色体」に詰まった糸状の物質(DNA)の塩基配列を分析することにより、その生物の個体(人で言えば、 誰のものであるか)を識別すること。

G L P (Good Laboratory Practice 業務管理基準)

食品検査の信頼性を確保するために導入されるシステム。

平成8年に食品衛生法により、保健所、衛生研究所などの地方公共団体の食品衛生検査施設に義務づけられた。食品検査施設における設備、試薬の保管、検査項目ごとの標準作業手順、検査の制度管理、検体の保管などについて具体的に規定したもの。

食品検査が適正に実施されることで常に正しい結果が出される仕組みを確立し、さらに、これを維持、継続する仕組みをつくり上げることを目的 としている。

HACCP (Hazard Analysis Critical Control Point 危害分析重要管理点)

食品の製造過程において、原材料の受け入れから、最終製品に至る一連の工程を管理の対象とし、工程別にどのような危害があるか分析し、特に 重要な工程(重要管理点という)を重点的に監視(モニタリング)することにより製品の安全性を保証するシステム。

N P O (Non-profit Organization)

民間の非営利組織で、社会的な課題に主体的に取り組んでいる団体をいう。

山梨県の「NPOとの協働を推進するための基本方針」では、NPOを「不特定かつ多数のものの利益の増進のため、非営利かつ継続的な活動を

行う組織」とし、特定非営利活動法人(NPO法人)と市民活動団体・ボランティア団体を対象範囲としている。

遺伝子組換え食品

「遺伝子組換え技術」を応用して品種改良した農産物又はそれを原材料とした食品のこと。

遺伝子組換え技術は、ある農産物の味をよくしたり、病気に強い品種にしたり、除草剤の影響を受けなくしたり、害虫に強くしたりするために、 そうした性質をもつ他の生物から有用な遺伝子を取り出し、その農産物の細胞に入れる(農産物の遺伝子を組み換える)品質改良の技術。

牛個体識別番号

牛の個体を識別するために農林水産大臣が牛ごとに定める番号。10桁の番号で、同一の番号をもつ牛は存在しない。牛肉トレーサビリティシステム(トレーサビリティシステムの用語解説は別掲)において、情報の追跡、遡及を行う対象となる食肉がどの牛のものであるか、この番号により特定することができる。

エコファーマー

「持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律」に基づき、土づくり、化学肥料・化学農薬の低減を一体的に行う計画を策定し、知事から 計画の認定を受けた農業者。

甲斐のこだわり環境農産物認証制度

従来から山梨県内で栽培されている農産物と比べ、化学合成農薬や化学肥料をそれぞれ30%以上削減した農産物を認証する制度。

生産者が自然と調和した農業生産を行うことで、化学農薬、化学肥料を減らす努力を評価するとともに、最近の減農薬農産物を求める消費者ニーズにも応えた農産物を供給することをねらいとしている。

環境保全型農業基本方針

農業の環境負荷の低減、生産資材の節減を図り、生産性や農業経営の安定を維持しながら、家畜ふん尿堆肥等の有機質資源を活用した土づくりと 化学肥料、農薬の削減を重点とした持続的農業を確立、推進するため山梨県が平成6年3月に策定した方針。(平成11年4月改訂)

牛肉トレーサビリティ法(牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法)

牛肉の安全性に対する信頼確保やBSEのまん延防止措置の的確な実施などを目的として、牛を個体識別番号により一元管理するとともに、生

産・流通の各段階において、その番号を正確に伝達するための牛個体識別情報伝達制度(牛トレーサビリティ制度)を構築するために、平成15年公布された法律。

この法律で「特定料理提供業者」とは、特定料理(焼肉、しゃぶしゃぶ、すき焼き及びステーキ)の提供の事業を行う者のうち、料理の提供を主たる事業とし、かつ提供する料理が主として特定料理である者のことをいう。

クローン牛

同じ個体または単一細胞から作成された、同一な遺伝子を持つ個体群あるいは細胞群をクローンという。

クローン牛は、細胞中の核(ドナー)を用いて、卵子の核と置換することによりドナーと同一の遺伝情報を持つ個体を作る技術で生産された牛のことをいう。

残留農薬・残留農薬基準

農薬を使用した結果、作物などに残った農薬を残留農薬という。

農薬を使用し、作物に付着した農薬が収穫された後も農作物に残り、人の口に入ったり、家畜の飼料として利用され、ミルクや食肉を通して人の口に入ることが考えられるため、残留農薬が人の健康に被害を及ぼすことがないよう、許容される残留農薬の濃度を、厚生労働大臣が定めている。

食品中の残留農薬については、食品衛生法第7条の「食品等の規格標準」に基づき、現在、229農薬について約130の農産物の種類毎に約8,500の残留農薬基準が定められている。(平成15年4月)

収去検査

食品衛生法に基づき、保健所等の食品衛生監視員が食品の安全性確保のために実施する食品等の抜き取り検査。知事が必要と認めるときは、試験 に必要な最小量の食品等を無償で食品衛生監視員に確保(収去)させることが出来る。

食育

食品や食料生産、食文化等についての情報をもとに、食品の選び方や組み合わせ方等を主体的かつ適切に選択し、健全な食生活を行っていくため に必要な知識を教えるもの。古く明治期には食・体・知・才・徳と五つの育が広く知られていたと言われている。

食育ボランティア

より良い食生活を実践しようとする人を出来るだけ増やしていく目的で、食育事業に無償で奉仕活動をする人、栄養、衛生、調理、食品製造など

の知見のある人で、食に関する勉強会の講師や相談活動などの仕事を行う。

食鳥検査

食鳥とは、「鶏、あひる、七面鳥その他一般に食用に供する家きん」(食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律)と定義され、食鳥処理業者が食鳥をと殺して食鳥肉にして流通させるためには、知事が実施するこの検査を必ず受けなければならない。検査は、食鳥につき、「生体」、と殺し、羽毛を除去した「食鳥とたい」、食鳥とたいから内蔵を摘出した「食鳥中抜とたい」の段階で検査を行う。

食品衛生監視指導計画

食品の安全性を確保するため、国が定めた指針に基づき地域の実情を踏まえて重点的、効率的かつ効果的に監視指導を実施する目的で都道府県等が策定する計画。

食品表示ウォッチャー

県内の消費者の中から140名を委嘱し、食料品販売店において、日頃の買い物等を通じて把握した食品表示の状況や、不適正と思われる食品表示 について県に報告をしてもらう制度。

青果ネットカタログSEICA

食品流通構造改善促進機構が農林水産省等の協力により運用している青果物の生産情報についての公式データベース。 当データベースに登録された青果物を購入すると、商品ラベルに付いた「カタログNo.」から青果物に関わるさまざまな情報を、 http://seica.infoにアクセスすることで知ることができる。

全農安心システム

全国農業協同組合連合会(JA全農)が運営する生産・流通・保管・加工・販売などに関わるすべての情報を連結するシステム。情報の正確性を 確保するため、生産基準に従って生産されていること等を「検査・認証」する制度を導入し客観的に確認することにより、消費者と生産者相互の信 頼関係構築を目指している。

地産地消

地域で生産された産物を、その地域で消費するという考え方により行われている取組み。

各地域において、直売所を利用した新鮮な地域農産物の販売、地域産物への理解を深めるための生産者と消費者の交流活動などの多様な取組みが 行われている

なお、本県ではぶどう・もも・すももなど全国一の生産量を誇る産地であることから、県内を訪れる観光客なども対象とした取組みを行う。

地産地消サポーター制度

地産地消を広く県民運動としてすすめていくため山梨県が設置した制度。生産者、流通業者、消費者がそれぞれの立場で地産地消推進運動の趣旨に賛同し、その活動を実践する者を地産地消サポーターとしてリスト化する。サポーター同士の相互交流や連携等による自主的な活動により、地産地消の県内への浸透を図るとともに、地域の活性化を目指すこととしている。

動物用医薬品

牛、豚、鶏などの畜産動物や養殖魚に対して、病気の治療や予防のために使用される医薬品のことで、抗生物質や寄生虫駆除剤などがある。他に、動物等の飼料の効率改善や栄養成分の補給のため、同様の化学物質を飼料に混入し、飼育段階で使用する飼料添加物もあるが、併せて動物用医薬品等と呼ぶこともある。

動物用医薬品等は、国よって使用が認められるものが異なっている。

(例:肥育を促進するホルモン剤は米国等では認められるが、日本や EU(欧州連合)では認められない。)

特定給食施設

健康増進法に基づき、特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設のうち、継続的に1回100食以上又は1日250食以上の食事を供給する施設。

特別栽培農産物

化学合成された農薬及び肥料の使用を低減することを基本として、農林水産省が公表した「特別栽培農産物に係るガイドライン」に定めた生産原 則に基づくとともに、化学合成農薬の使用回数が50%以下、化学肥料の窒素成分量が50%以下で栽培された農産物。

特用林産物

林産物のうち、一般用材を除く品目の総称。しいたけ、くり、わさび、山菜など。

と畜検査

と畜場法第14条に規定される都道府県知事が行う「獣畜のと殺又は解体の検査」のこと。

知事が任命する獣医師資格を持つと畜検査員が食用に供する獣畜全頭について生体検査、解体前検査、解体後検査が行われ、流通する食肉の安全 を確保している。

トレーサビリティ・システム

スーパー等に並んでいる食品がいつ、どこで、どのように生産・加工・流通されたか、食品のたどったルートが追跡・遡及できる仕組み。

農薬管理指導士

農薬について専門的な知識を有し、農薬の取り扱いや使用に対する安全確保に強い意欲を持っている農薬取扱業者等(農薬販売者および防除業者等)を対象に、一定の研修を受講後に県が認定する資格。農薬使用者等に対し、農薬の販売、保管、管理、使用等について指導助言を行うことなどにより、農薬の安全かつ適正な使用の推進にあたることが任務として求められる。

農薬適正使用アドバイザー

農薬の安全かつ適正な使用及び農薬使用状況の記帳を推進するため、農薬使用者に対する記帳指導及び適正使用の普及啓発を行う者として、農協の営農指導員、指導農業士等の中から一定の研修を受講した者に対し知事が認定する資格。

農薬使用基準

農薬取締法第12条に基づき、「農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令」において、「農薬使用者が農薬の使用に関し、遵守が義務づけられている基準」のこと。

本基準は、農薬取締法第2条第1項、又は第15条の2第1項の登録を受けている農薬、その他農林水産省令・環境省令で定める農薬について、残留農薬基準等に基づき、その種類ごとに使用時期、希釈倍率又は使用量及び総使用回数その他の事項について定めている。

無登録農薬

「農薬取締法」に基づく登録がされていない農薬。農薬は、その安全性の確保を図るため、「農薬取締法」に基づき一部の例外を除き、国(農林水産省)に登録された農薬だけが製造、輸入、販売及び使用できる仕組みとなっており、無登録農薬の販売、使用等は禁止されている。

山梨県食品安全対策本部

山梨県において、生産から流通・消費に至る総合的な食品安全施策を全庁的、横断的体制により、推進するとともに、食品に関する重大な事件・ 事故が起きた際には、全庁的体制により迅速に対応するための機関として、知事を本部長とし平成15年5月14日に設置した。

山梨県食品安全会議

山梨県の食品安全行政の一層の推進を図っていくために、食の安全・安心に関して、幅広い分野からの委員(15名)による情報・意見交換を行い、 そこから得られた意見・提言を食品の安全・安心施策に反映させることを目的として設置している。

リスク管理

消費者の健康保護を最優先に、食品を摂取することによって健康に悪影響が発生することを予防したり、抑えるために行われる食品安全対策の過程において、すべての関係者と協議しながら、食品の安全性に関する問題の把握・特定、リスク評価の結果を踏まえた施策や措置の決定・実施、施策実施の評価を行うこと。

リスクコミュニケーション

消費者の健康保護を最優先に、食品を摂取することによって健康に悪影響が発生することを予防したり、抑えるために行われる食品安全対策のあらゆる過程において、消費者をはじめすべての関係者の間で情報や意見を相互に交換すること。

リスク評価

消費者の健康保護を最優先に、食品を摂取することによって健康に悪影響が発生することを予防したり、抑えるために行われる食品安全対策の過程において、食品の健康への悪影響度(リスク)について科学的、客観的に評価すること。

「食の安全・安心に関するアンケート調査」結果

1 調査の目的

やまなし食の安全・安心基本方針に基づく、様々な施策を展開するにあたり、県民の皆さんの「食の安全・安心」に対する意識を調査し、それ を反映させていくことを目的としてアンケート調査を実施しました。

2 調査の概要

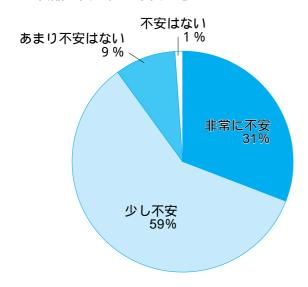
調査時期 平成16年1月

調査対象 県政モニター

回答者数 391名(女性51% 男性49%)

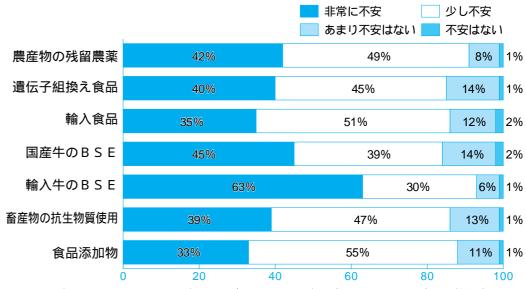
3 調査結果の概要

食品の安全性に不安を感じているか



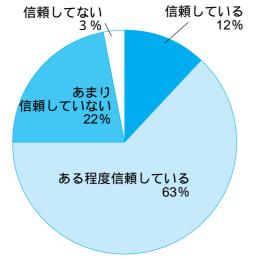
90%人が食品の安全性に不安を感じていて、その中でも31%の人が「非常に不安」と回答しています。

食品の安全性についてどのような項目に不安を感じているか



どの項目についても80%以上の人がなんらかの不安を感じていて、その中でも輸入牛のBSEについては、63%の人が「非常に不安」と回答しています。

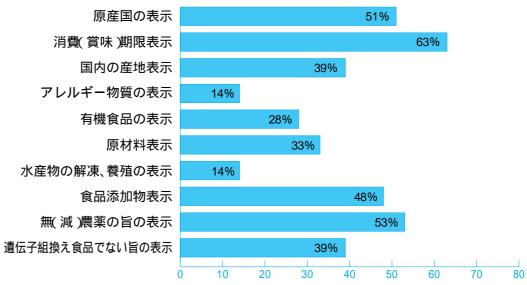
食品の表示内容を信頼しているか



75%の人が「信頼している」「ある程度信頼している」 いない」と回答しています。

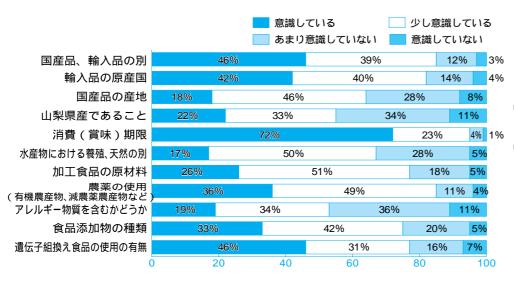
と回答、25%の人が「信頼していない」「あまり信頼して

どの食品表示が信頼できないか(複数回答)

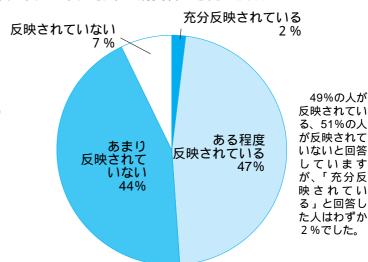


信頼できない表示として一番目に63%で「消費(賞味)期限表示」をあげ、次に53%で 「無(減)農薬の旨の表示」、51%で「原産国の表示」をあげています。

食品を購入する際にどのような項目を意識しているか



72%の人が 「消費(賞味) 期限」について、 4% 1% 46%の人が 「国産品、輸入 品の別」「遺伝 子組換え食品の 使用の有無」に ついて「意識し ている」と回答 しています。



食の安全・安心施策に消費者の意見が反映されていますか

食の安全・安心関係機関一覧

(平成16年4月現在)

所属	住所	電話番号	F A X	(十成10千4月現在) 備 考
(県の機関)				III J
食品安全推進室	甲府市丸の内一丁目 6 - 1	055-223-1588	055-223-1587	総合調整、JAS法など
県 民 生 活 課	"	055-223-1352	055-223-1354	景品表示法、消費者行政など
衛 生 薬 務 課	"	055-223-1489	055-223-1492	食品衛生法など
健 康 増 進 課	ıı .	055-223-1493	055-223-1499	健康増進法など
林 業 振 興 課	ıı .	055-223-1650	055-223-1678	特用林産物の生産振興など
商業振興金融課	"	055-223-1538	055-223-1540	商工業振興資金の貸付など
農 政 総 務 課	II .	055-223-1583	055-223-1585	農業施策の企画立案、食育など
農 村 振 興 課	II .	055-223-1596	055-223-1599	農村活性化、地産地消推進への支援など
果樹食品流通課	II .	055-223-1600	055-223-1604	地産地消、青果物トレーサビリティなど
畜 産 課	II .	055-223-1605	055-223-1609	家畜衛生、BSE対策など
花 き 農 産 課	ıı .	055-223-1610	055-223-1615	食糧法、水産養殖業関係など
農業技術課	"	055-223-1618	055-233-1622	農薬取締法、肥料取締法など
スポーツ健康課	II .	055-223-1785	055-223-1786	学校給食の指導など
消費生活センター	甲府市朝気一丁目2-2	055-233-3393	055-235-1077	消費生活に係る相談など
衛 生 公 害 研 究 所	甲府市富士見一丁目7-31	055-253-6721	055-253-5637	残留農薬、食中毒菌の検査など
衛生監視指導センター	甲府市太田町9-1	055-237-9715	055-237-9727	食品衛生に係る監視指導など
食肉衛生検査所	石和町唐柏1028	055-262-6121	055-263-9528	と畜場法、食鳥検査法に基づく検査など
東部家畜保健衛生所	石和町唐柏1000-1	055-262-3166	055-262-3108	家畜衛生指導など
西部家畜保健衛生所	韮崎市本町三丁目 5 - 24	0551-22-0771	0551-22-6728	II .
病害虫防除所	甲府市住吉二丁目 1 - 16	055-225-2475	055-225-2476	農薬の指導及び取締など
総合農業試験場	双葉町下今井1100	0551-28-2496	0551-28-4909	病害虫防除技術の研究など
地域振興局企画振興部	峡 中 甲府市丸の内一丁目6-1	055-223-1361	055-223-1365	消費者行政など
地 域 振 興 課	峡 東 塩山市上塩後1239-1	0553-20-2704	0553-20-2705	11
	峡 南 鰍沢町771-2	0556-22-8165	0556-22-8135	II .
	峡 北 韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3057	0551-23-3012	"
	計繼·輔 都留市田原三丁目3 - 3	0554-45-7801	0554-45-7804	ıı
地域振興局健康福祉部	甲 府 甲府市太田町 9 - 1	055-237-1382	055-235-7115	食品衛生法など
(保健所)衛生課	小笠原 南アルプス市下宮地445-5	055-282-1158	055-284-3648	,,

	石 和 石和町広瀬785	055-262-1941 055-263-4588	"
	日下部 山梨市下井尻126-1	0553-20-2751 0553-20-2754	II .
	身 延 身延町丸滝宮ノ前569	0556-62-1072 0556-62-1800	II .
	韮 崎 韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3071 0551-23-3013	II .
	大 月 大月市大月町花咲1608-3	0554-22-7822 0554-22-7828	II .
	吉 田 富士吉田市上吉田一丁目2-5	0555-24-9033 0555-24-9037	II .
地域振興局農務部	峡 中 甲府市住吉二丁目 1 - 6	055-225-2471 055-225-2467	JAS法、地産地消など
地 域 農 政 課	峡 東 石和町広瀬785	055-262-1926 055-262-1956	II .
	峡 南 市川大門町高田字大正111-1	055-240-4114 055-240-4117	II .
	峡 北 韮崎市本町四丁目2-4	0551-23-3079 0551-23-3080	II .
	計繼·輔 都留市田原三丁目3-3	0554-45-7826 0554-45-7833	
(国の機関)			
山梨農政事務所	甲府市丸の内三丁目5-9	055-226-6611 055-226-6642	JAS法、トレーサビリティ、食育など
甲府統計・情報センター	甲府市相生一丁目8-10	055-224-6415 055-224-2640	食育など

山梨県企画部県民室 食品安全推進室

〒400-8501 甲府市丸の内一丁目6-1

電 話 055-223-1588 食品安全110番 055-223-1638

ファクシミリ 055 - 223 - 1587

ホームページ

http://www.pref.yamanashi.jp/kikaku/seikatu/shokuhin

Eメール

shokuhin-st@pref.yamanashi.lg.jp